

岩見沢市地域福祉計画素案

平成29年2月

岩見沢市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 地域福祉計画とは.....	1
2 計画策定の趣旨.....	3
3 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ.....	4
4 計画期間.....	8
5 策定体制.....	9
第2章 地域福祉をとりまく現状と課題.....	10
1 岩見沢市の概況.....	10
2 福祉サービスを必要とする人.....	15
3 市民アンケート調査結果から導かれる課題.....	21
第3章 計画の理念と目標.....	33
1 基本理念.....	33
2 計画目標.....	33
3 計画の体系.....	34

第4章 施策の展開..... 35

- 1 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり..... 35
- 2 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり..... 39
- 3 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり..... 44

第5章 計画の継続的な推進と評価..... 49

- 1 市民、事業者、行政（市）による計画の推進..... 49
- 2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進..... 50
- 3 計画の進捗状況の把握と評価..... 50
- 4 財政基盤の確立..... 50

資料編 ※素案の段階での添付は省略させていただきます。

- 1 計画策定の経過.....
- 2 岩見沢市地域福祉計画策定委員会.....
- 3 岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議.....
- 4 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（抜粋）

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、福祉サービスを提供する事業者、行政等が協力して、地域福祉を推進することを目的として定める計画です。

平成12年に改正された社会福祉法で、地域福祉の推進が掲げられ、地域福祉計画についての規定が設けられました。

その後、地域福祉をとりまく状況の変化に応じて、各通知に基づき、地域福祉計画に盛り込むべき内容が追加され、地域福祉計画の重要性は年々高まっています。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画の策定）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

・要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認

(「市町村地域福祉計画の策定について」平成19年8月10日社援発第0810001号社会・援護局長通知より抜粋)

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護支援にも資するものである。

・高齢者等の孤立の防止

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定及び見直し等について」平成22年8月13日社援地発第0813第1号社会・援護局地域福祉課長通知より抜粋)

全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢社会における高齢者等の孤立が憂慮されるところである。

市町村地域福祉計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりにも資するものである。

・生活困窮者自立支援方策

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について」平成26年3月27日社援0327発第13号社会・援護局長通知より抜粋)

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、この生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。

2 計画策定の趣旨

これまで福祉サービスは高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、充実・発展してきました。

しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、対象者ごとの各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、複合的な課題を抱える世帯への対応や制度が対象としていない生活課題への対応など、ニーズは多様化・複雑化してきており、既存の縦割りのシステムには様々な課題が生じています。

また、人口減少に伴い、労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくために、行政やサービス提供側の人材確保も重要な検討課題となっています。

福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、健康で自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできるまちを実現する必要があります。

だれもが、助け合い、支え合いながら、健康で明るく暮らせるまちを目指し、地域の状況に合わせて、適切な福祉サービスの提供体制を構築するなど、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める、岩見沢市地域福祉計画を策定します。

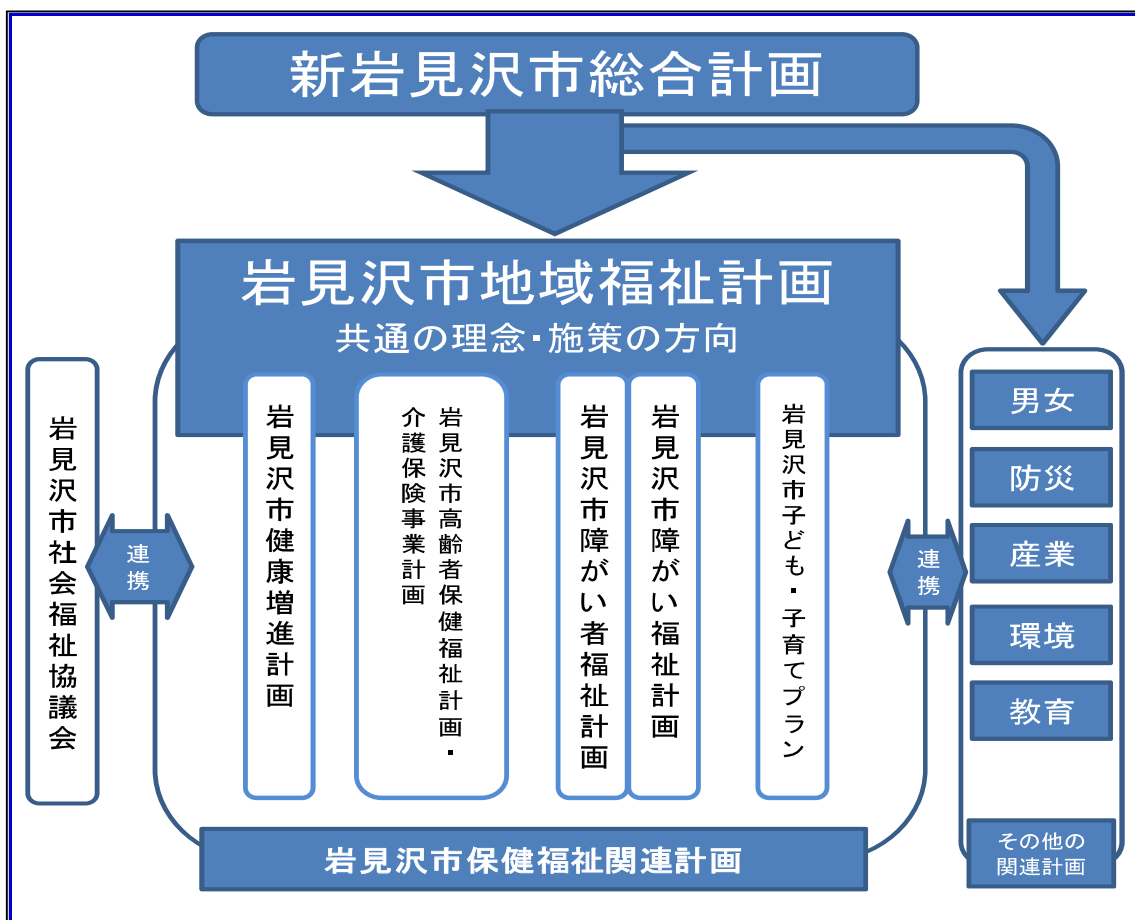
3 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ

岩見沢市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、(1) **新岩見沢市総合計画**における地域福祉分野の施策を具体化し、だれもが、助け合い、支え合いながら、健康で明るく暮らせるまちを実現するための計画となります。

また、(2) **保健福祉関連分野の各種計画**（「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市高齢者保健福祉計画」、「岩見沢市介護保険事業計画」、「岩見沢市障がい者福祉計画」、「岩見沢市障がい福祉計画」、「岩見沢市子ども・子育てプラン」）に基づく施策を総合的に推進するための理念と地域福祉の推進のために必要な個別施策の展開を内容とします。

さらに、地域の福祉活動の拠点である岩見沢市社会福祉協議会と相互に連携して展開される計画です。

図表 1－3－1 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ



(1) 新岩見沢市総合計画（計画期間：平成20～29年度）

新岩見沢市総合計画は、「人・地域が輝く 緑と活力に満ちた文化都市」をめざした都市像を基本構想として示し、その実現に向けて、「みんなでつくる自立のまちづくり」を諸施策の共通の考え方として持ち、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」、「人にやさしい健康・福祉のまちづくり」、「豊かな心を育む教育・文化のまちづくり」、「活力ある産業・経済のまちづくり」の4つのまちづくりの基本方向に沿った施策を部門別計画によって明らかにすることにより、市民と協働でまちづくりを行っていくための指標としています。

また、「人にやさしい健康・福祉のまちづくり」の体系の中では、「地域福祉の推進」が位置づけられています。

図表1-3-2 新岩見沢市総合計画施策の体系（抜粋）

人にやさしい健康・福祉のまちづくり		
	1	健康に暮らせるまちづくり
	(1)	健康づくりの推進
		①健康教育・相談の充実
		②健康づくりの環境整備
	(2)	病気の予防と早期発見
		①各種健診・予防接種の推進
		②訪問指導の推進
	(3)	医療体制の充実
		①地域医療の充実
		②救急医療体制の充実
	2	地域福祉の推進
	(1)	地域福祉の推進
		①支え合う地域福祉の充実
		②福祉ボランティア活動の促進
	3	幸せに暮らせるまちづくり
	(1)	子育て支援の推進
		①子育て支援体制の充実
		②母子保健事業の充実
		③保育環境の充実
		④児童の健全育成
		⑤母子家庭等の自立支援
	(2)	高齢者施策の推進
		①生きがいと社会参加の促進
		②介護保険サービスの充実
		③高齢者福祉サービスの充実
	(3)	障がい者施策の推進
		①障がい者支援サービスの充実
		②療育体制の充実
		③障がい者の社会参加の促進
	(4)	社会保障の充実
		①国民健康保険事業の充実
		②後期高齢者医療制度の円滑な運営
		③国民年金制度の啓発
		④低所得者福祉の充実

（２）保健福祉関連分野の各種計画

岩見沢市における保健福祉関連分野の各種計画の概要（基本理念等）は、次のとおりです。

岩見沢市健康増進計画

[計画期間：平成27年度～平成34年度]

【基本理念】

すべての市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりへの取り組みを進め、すこやかに産み育てる社会環境を整備するとともに、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるまちづくり

【基本目標】

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、生活の質の向上を目指し、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を図り、「健康寿命の延伸」の実現

【活動方針】

「健康寿命の延伸」を総合的かつ効果的に展開するため、「市民や企業、団体と連携した主体的・積極的な取り組みの推進」を活動方針とした健康づくりの推進

岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）

[計画期間：平成27年度～平成29年度]

【基本理念】

住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり

【計画目標】

①地域包括ケアシステムの構築、②介護保険事業の安定的な運営

【基本目標】

①住み慣れた地域での安全安心な継続した生活を実現、②健康で生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現、③地域包括ケアの推進と介護保険制度の円滑な運営

岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）

【計画期間：平成27年度～平成32年度】

【基本理念】

だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり

【基本目標】

①地域における生活支援体制の充実、②自立と社会参加の促進、③バリアフリーの地域づくりの実現

【9つの施策】

①生活支援、②保健・医療、③療育・教育、④地域移行、⑤社会参加、⑥就労支援、⑦権利擁護・理解の促進、⑧生活環境、⑨情報・コミュニケーション

岩見沢市障がい福祉計画（第4期）

【計画期間：平成27年度～平成29年度】

【基本理念】

だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり

【基本目標】

①施設入所者の地域生活への移行、②福祉施策から一般就労への移行等

岩見沢市子ども・子育てプラン

【計画期間：平成27年度～平成31年度】

【基本理念】

ひとの絆で紡ぐ 笑顔の輪

【基本的な考え方】

①子どもを支える、②子育てを支える

【3つの視点】

①命と健康を守る「安全」、②子育てする将来像を描く「安心」、③子育てを楽しむ「笑顔」

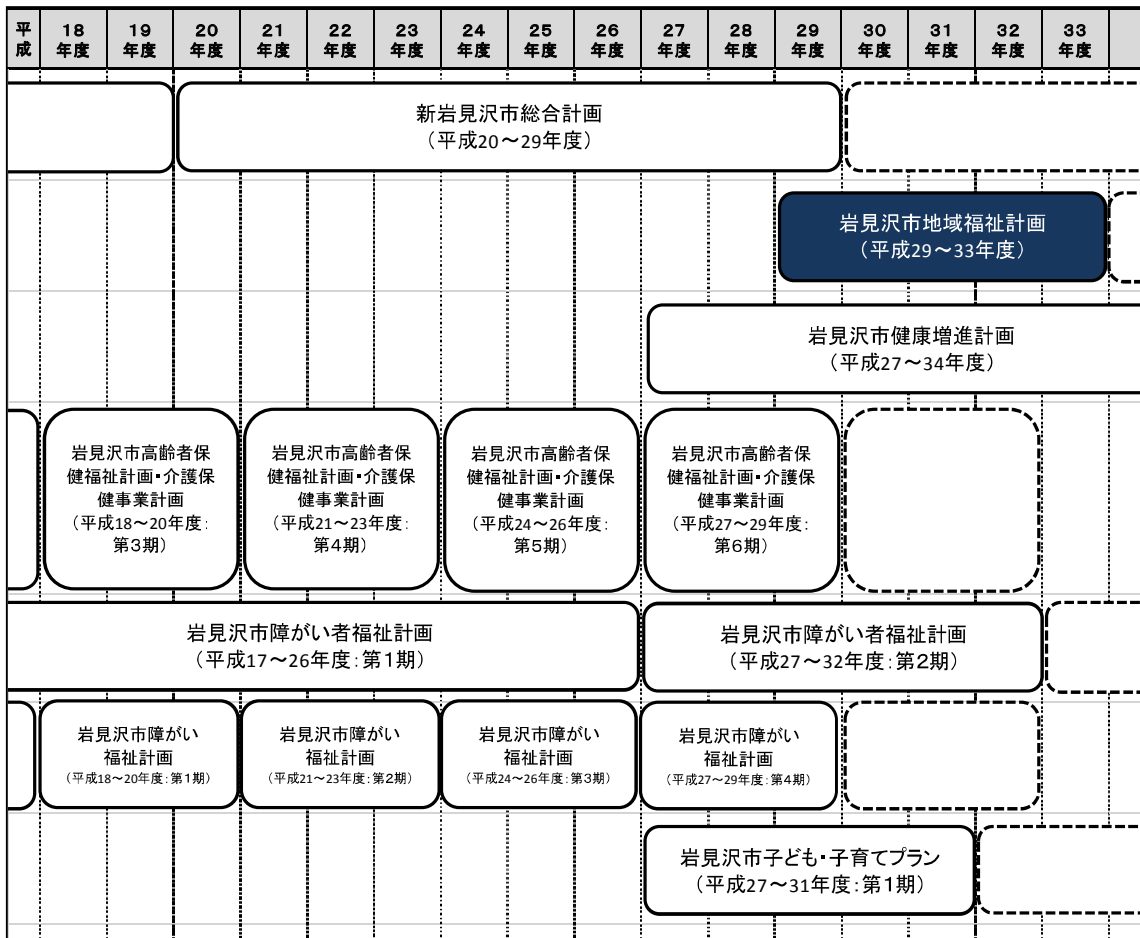
【施策目標】

①地域における子育ての支援、②母と子どもの健康の確保・増進、③子どもの教育環境の整備、④職業生活と家庭生活との両立の推進、⑤子ども等の安全の確保、⑥支援を必要とする児童への取組みの推進

4 計画期間

計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

図表1-4-1 計画期間



5 策定体制

地域福祉計画の策定にあたっては、市民の計画策定への主体的な参加が重要になることから、下記のとおり、策定委員会との連携や市民アンケートの実施等を踏まえて、計画を策定しました。

（１）岩見沢市地域福祉計画策定委員会

地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、市民の主体的な参加による意見を反映させるため、有識者、市内の各福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者、公募により選任された市民17人によって構成される「岩見沢市地域福祉計画策定委員会」において、計画策定に向けた検討を行いました。

（２）岩見沢市地域福祉計画策定庁内連携会議

地域福祉計画は福祉、保健、医療、教育、住宅、就労、防災、まちづくりなど様々な分野に関連することから、行政の関係部門が連携し、多角的な視点から策定を行う必要があるため、「岩見沢市地域福祉計画策定庁内連携会議」（委員長：健康福祉部長）を庁内に設置し、計画策定に向けた検討を行いました。

（３）岩見沢市「地域福祉に関する市民アンケート」調査

市民の地域の活動の状況や感じている地域課題等について把握し、計画策定や今後の施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査の調査票を郵送により発送・回収することにより実施しました。

○対象：平成28年8月1日現在、岩見沢市内に在住の18歳以上の市民3,000人

○調査期間：平成28年9月16日（金）～平成28年9月30日（金）

○回収結果：有効回答数1,472件（回収率49.1%）

（４）岩見沢市地域福祉計画策定のためのパブリックコメント

計画策定にあたり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるためパブリックコメントを実施しました。

○実施期間：平成29年2月6日（月）～平成29年2月20日（月）（予定）

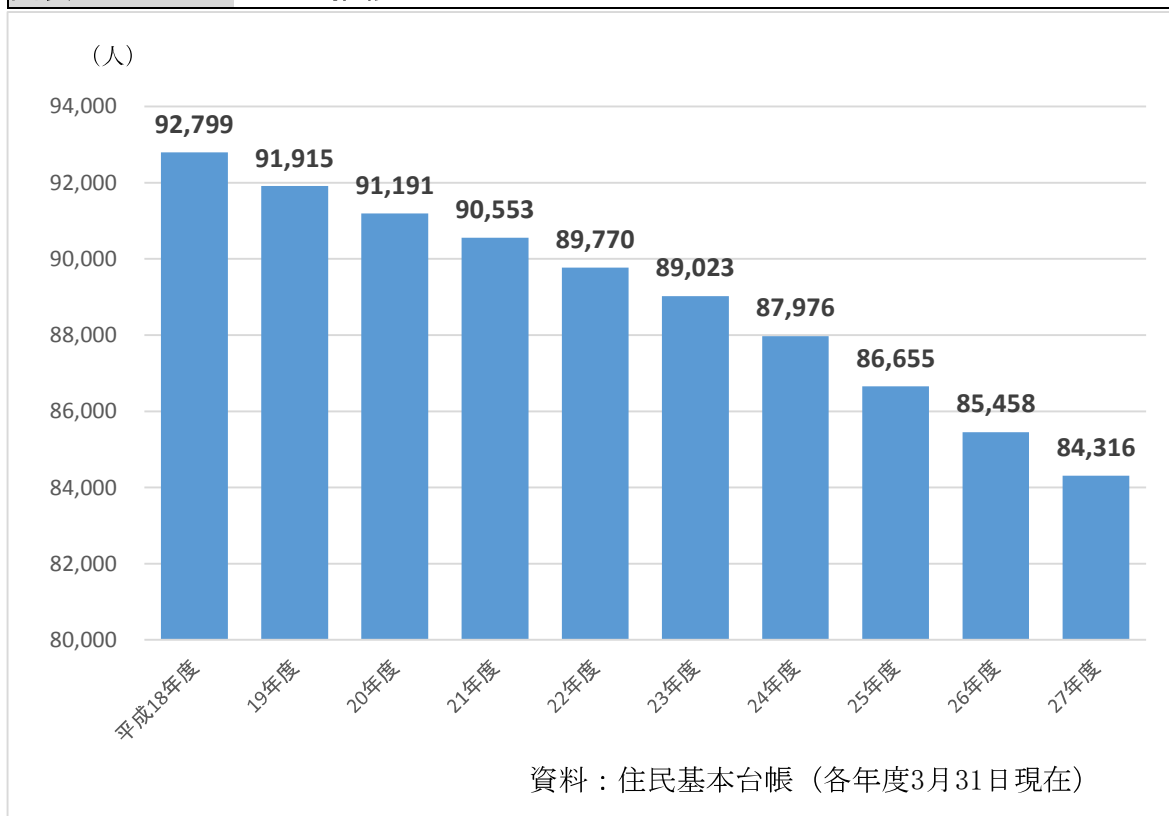
第2章 地域福祉をとりまく現状と課題

1 岩見沢市の概況

(1) 人口

平成28年3月31日現在の人口は84,316人で、近年、減少を続けており、市町村合併後の平成18年から平成27年までの10年間に8,483人減少しています。

図表2-1-1 人口の推移

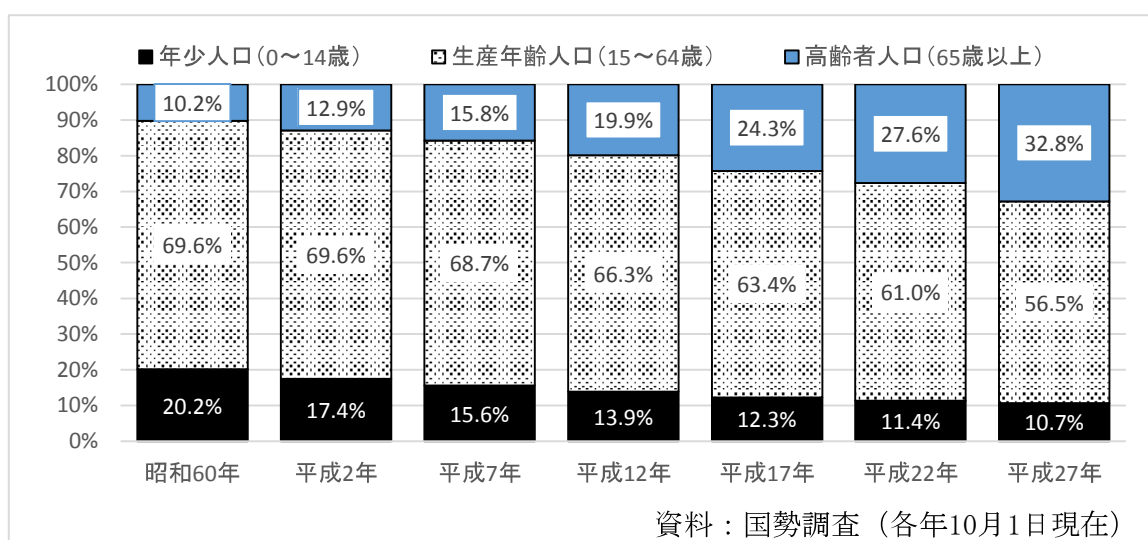


(2) 年齢構成

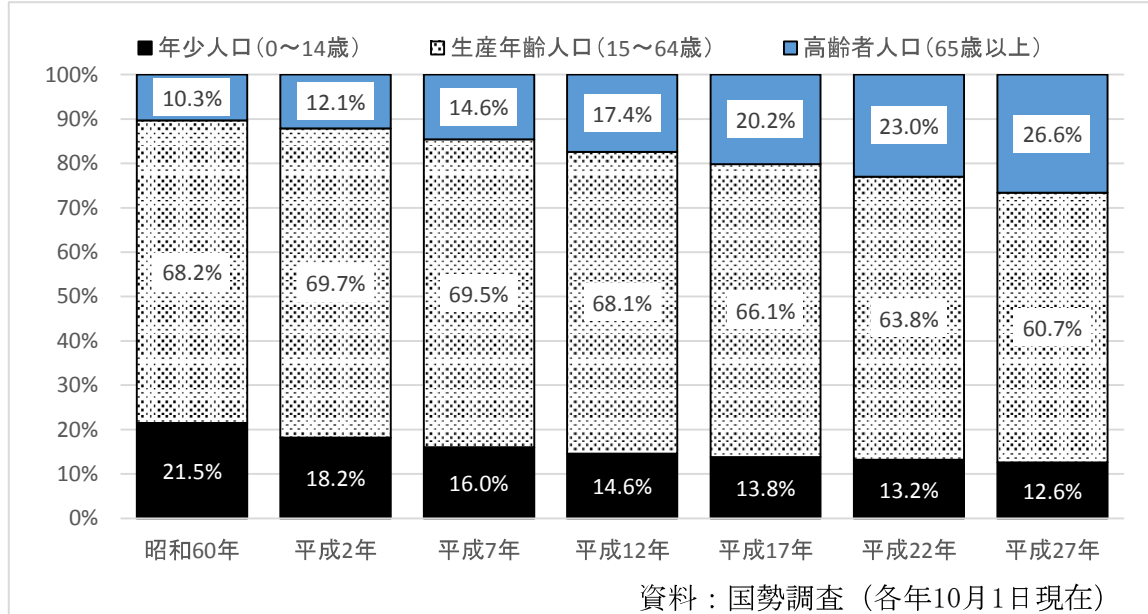
年齢階層別の人口を全国の状況と比較してみると、平成27年では、高齢者人口の割合は32.8%で、全国の26.6%よりも6.2ポイント高く、年少人口の割合は10.7%で、全国の12.6%よりも1.9ポイント低くなっています。

高齢者人口割合、年少人口割合からみると、岩見沢市は全国平均より高齢化が進んでいるまちであるといえます。

図表2-1-2 年齢階層別人口割合の推移（岩見沢市）



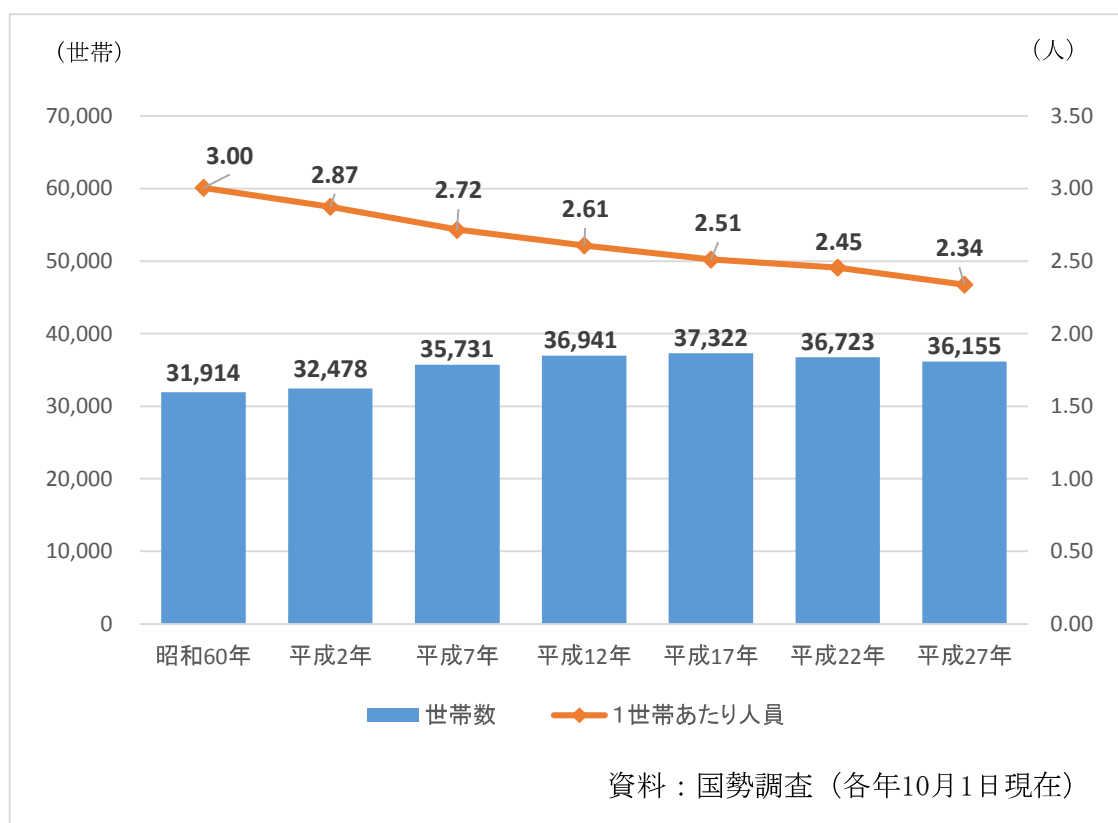
図表2-1-3 年齢階層別人口割合の推移（全国）



(3) 世帯数

世帯数は、昭和60年には31,914世帯だったものが、平成27年には36,155世帯となり、4,241世帯増加しています。しかしながら、1世帯あたり人員は3.00人から2.34人へと減少し、一人暮らし世帯、核家族世帯等が増えていることがうかがえます。

図表2-1-4 世帯数及び1世帯あたり人員

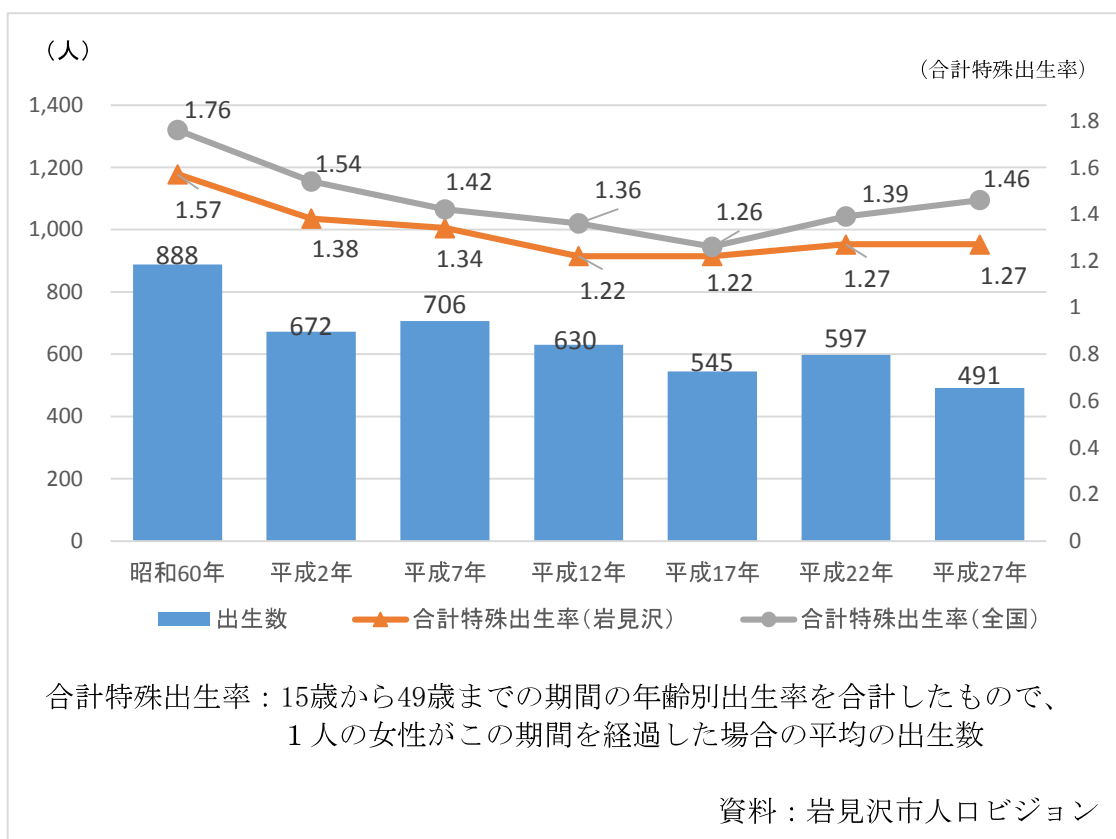


(4) 出生数及び合計特殊出生率

出生数は、昭和60年に888人だったものが、平成27年には491人となり、397人減少しています。

また、出生率を全国の状況と比較してみると、各年とも低く、平成27年では、全国の1.46よりも0.19ポイント低くなっています。

図表2-1-5 出生数及び合計特殊出生率

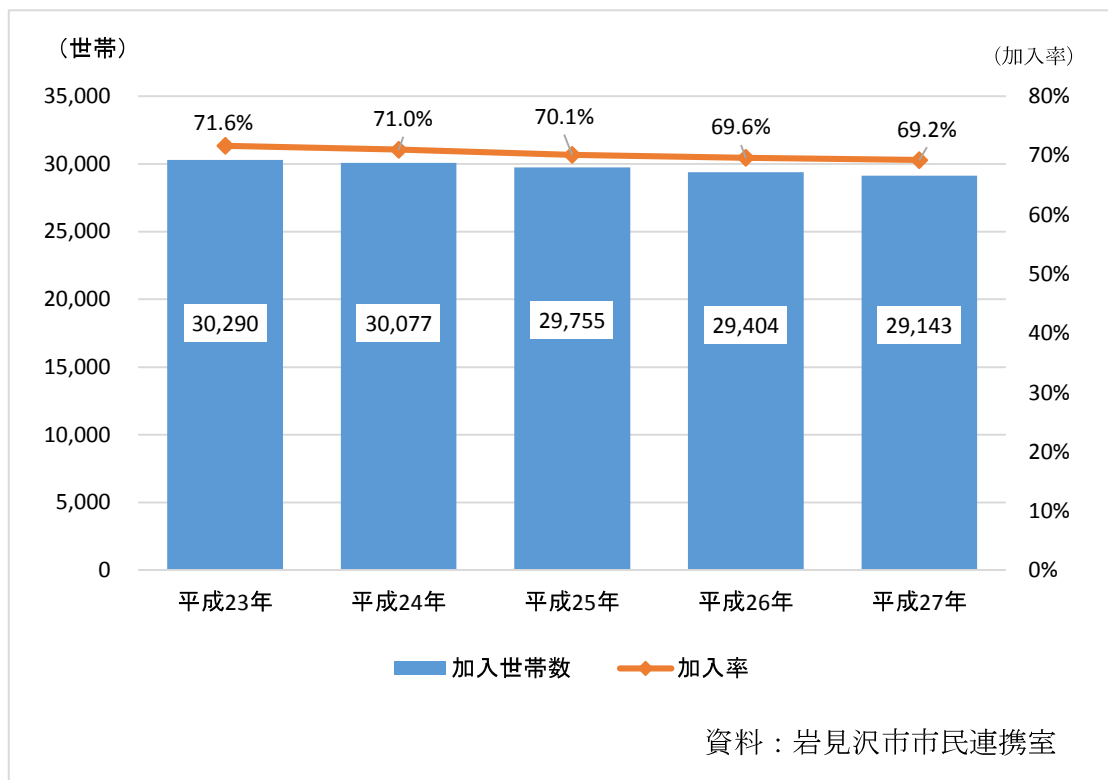


(5) 町内会・自治会への加入状況

町会への加入状況は全世帯の約7割が加入しています。

一方、町会への加入世帯数、加入割合ともに年々低下しています。

図表2-1-6 町会加入世帯数の推移



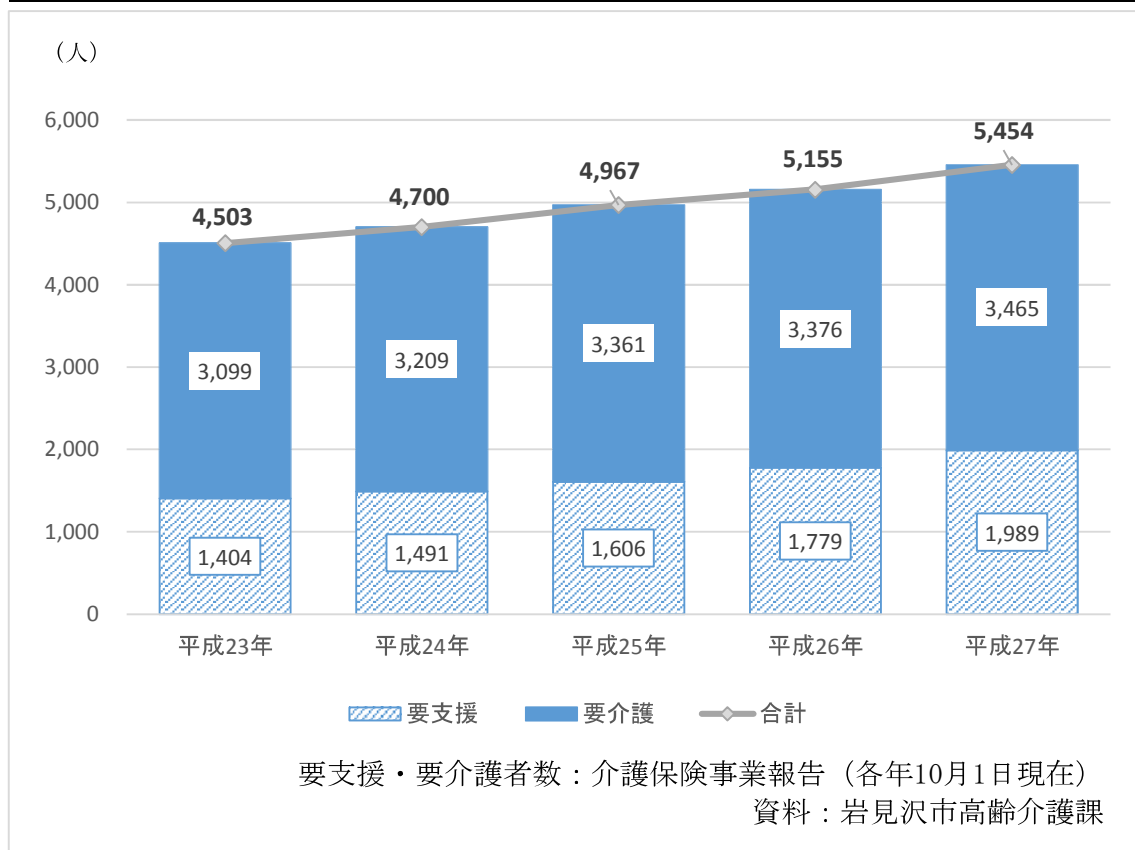
2 福祉サービスを必要とする人

(1) 要支援・要介護者

高齢者の増加に伴い、介護保険制度における要支援・要介護者数も年々増加しています。

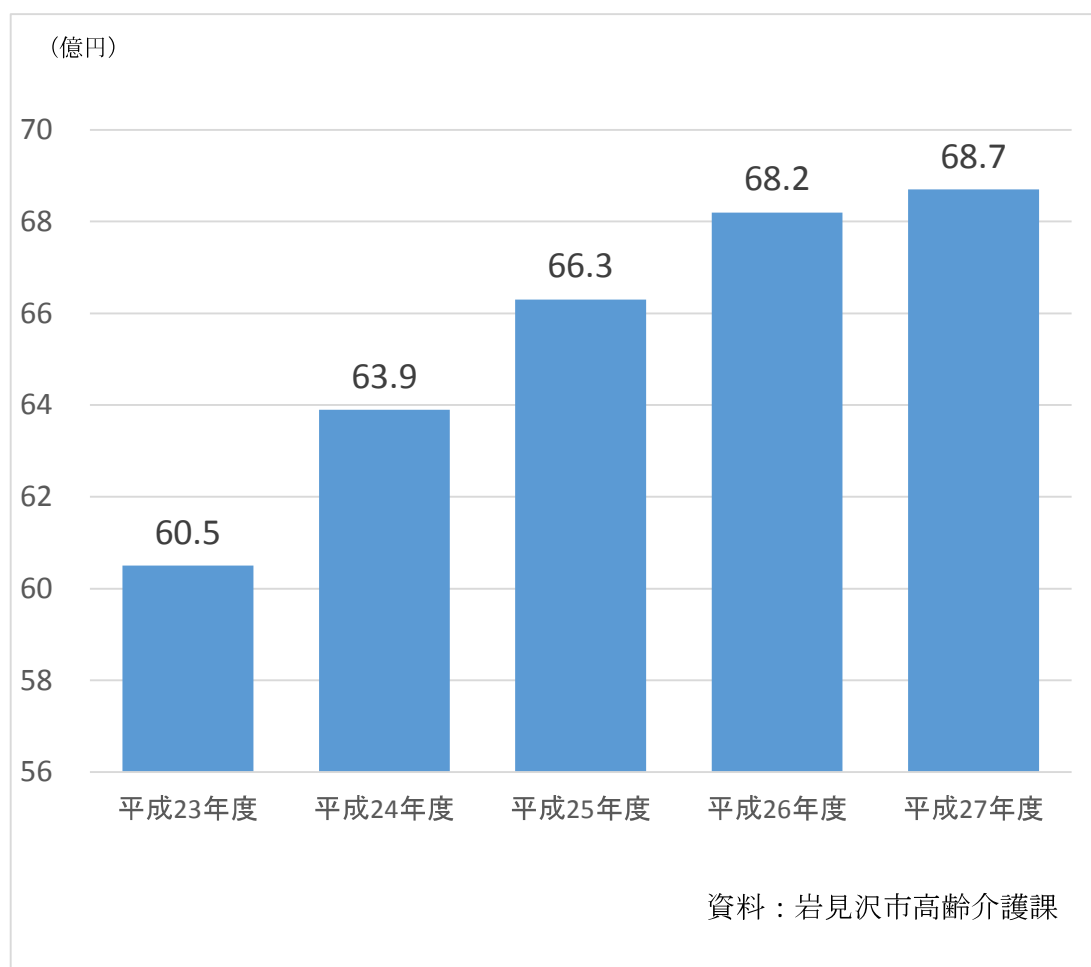
要支援・要介護者数は、平成23年には4,503人だったものが、平成27年には5,454人と、951人増加しています。

図表2-2-1 要支援・要介護者数の推移



また、要支援・要介護者の増加に伴い、介護保険サービスにかかる介護給付費は年々増加しています。平成23年には、60.5億円であったのが、平成27年には、68.7億円となり、8.2億円増加しています。

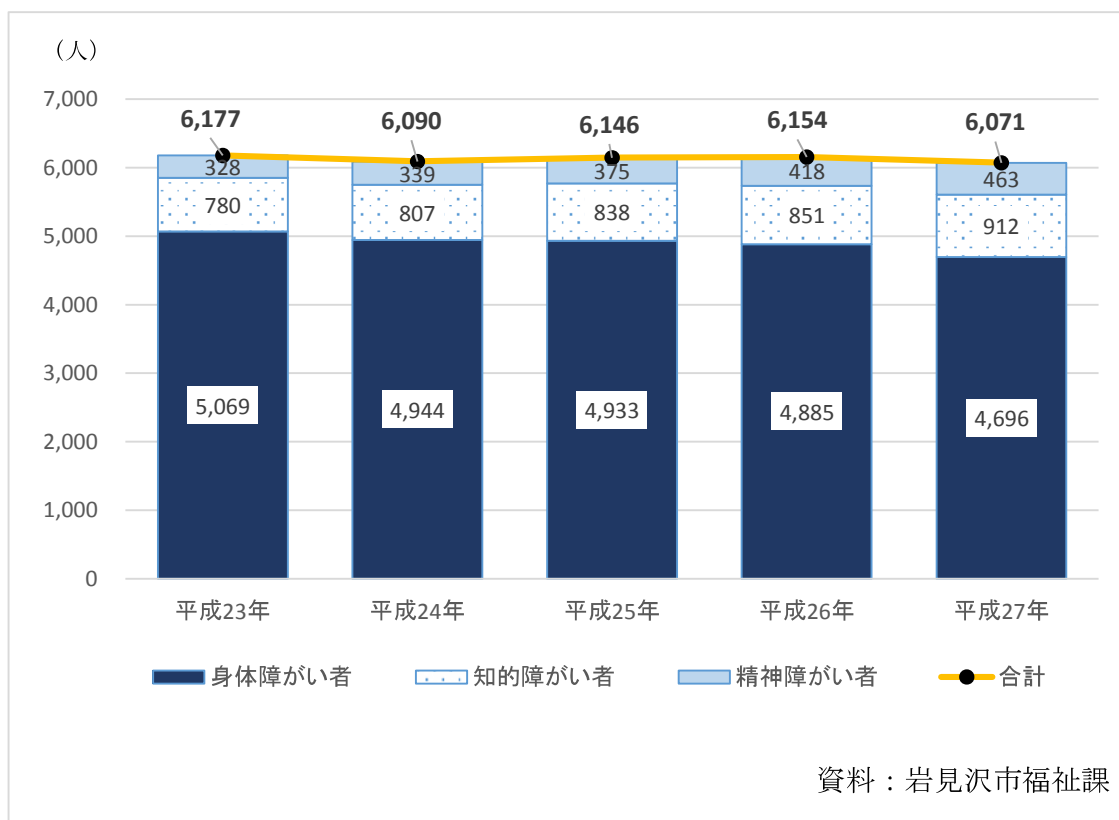
図表2-2-2 介護給付費の推移



(2) 障がい者

障がい者数（障害者手帳所持数）は、身体障がい者は減少している一方、知的障がい者、精神障がい者は、年々増加しています。

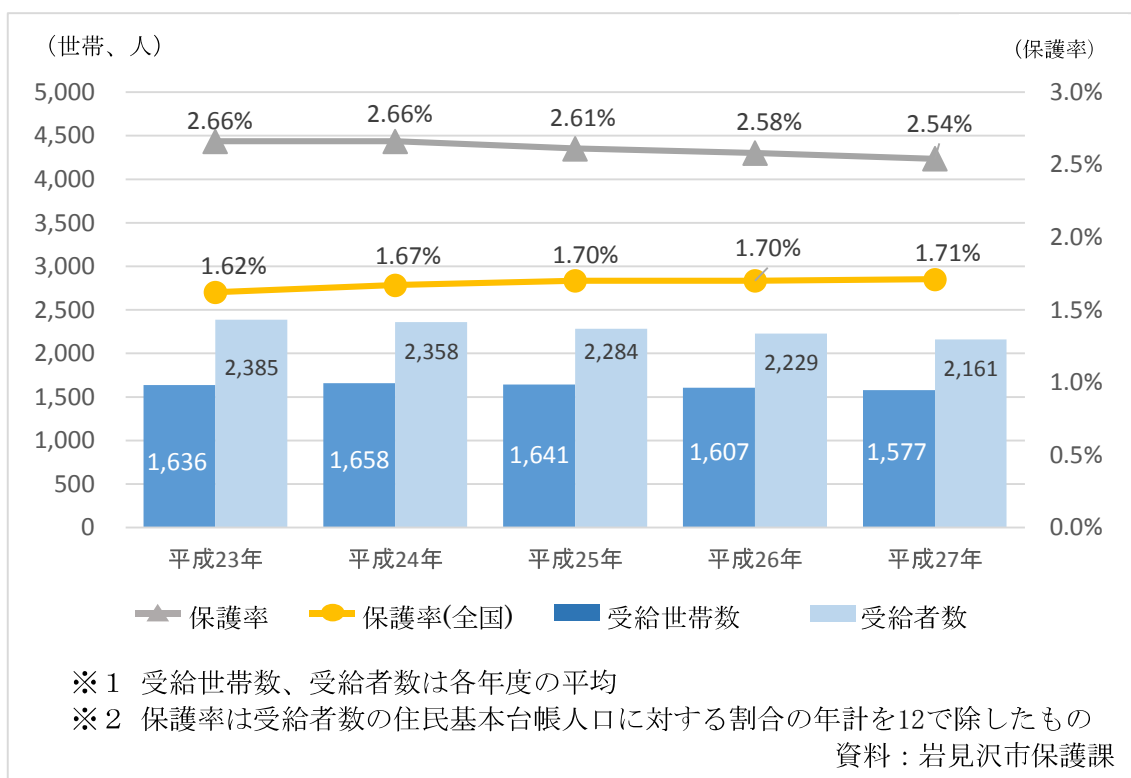
図表 2－2－3 障がい者数の推移



(3) 生活保護受給者

生活保護受給者は、受給者数及び世帯数ともに、年々減少しています。保護率は、平成23年に2.66%だったものが、平成27年には2.54%と0.12ポイント低くなっています。

図表2-2-4 生活保護受給者の推移



(4) 生活困窮者

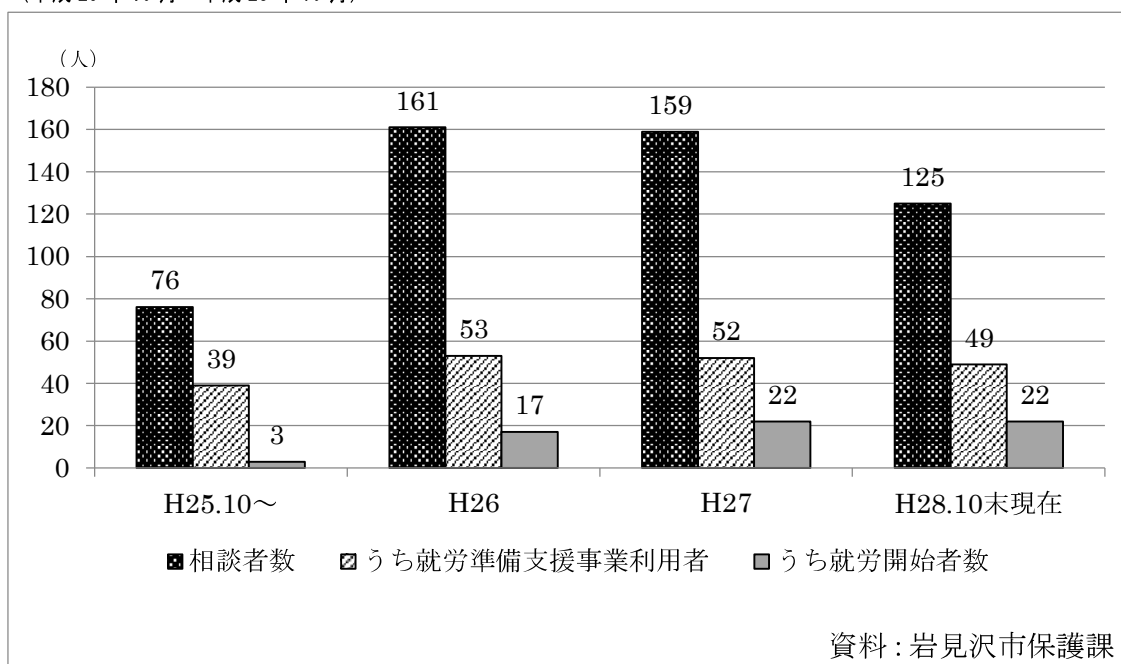
経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、平成25年の10月から全国に先駆けて国のモデル事業実施自治体として岩見沢市生活サポートセンター「りんく」を開設し、生活困窮者の自立の促進に向けて支援しています。

岩見沢市生活サポートセンター「りんく」では、相談者の生活や就労に関する困りごとの解決に向けた支援や、ひきこもり、他者とのコミュニケーションが苦手、学び直しが必要な人に対し、就労に向けた訓練を実施しています。

相談者数や就労開始者数は年々増加傾向にあり、相談者の就労支援の取組みを強化するため、平成28年度から「無料職業紹介所」の業務を行い、相談者に合った企業や相談者を理解した企業を開拓することで、生活困窮者の自立支援に対する取組みが進んでいることがうかがえます。

図表2-2-5 生活困窮者の相談者数（岩見沢市生活サポートセンター「りんく」）

（平成25年10月～平成28年10月）

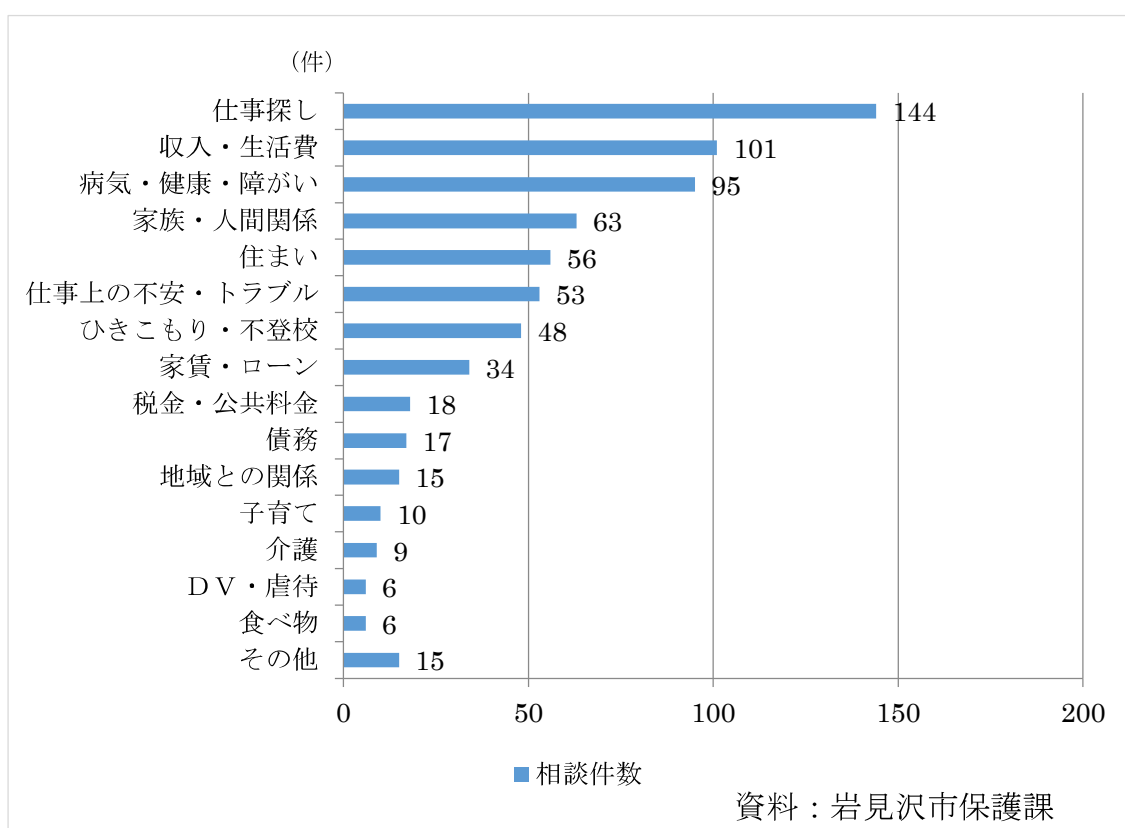


また、岩見沢市生活サポートセンター「りんく」への相談内容は、「仕事探し」「収入・生活費」「病気・健康・障がい」についての相談が多く、これらの相談に対応するため、無料職業紹介所として、相談者に合った企業や相談者を理解した企業を開拓し長期就労につなげています。

また、病気・健康・障がいのある方への就労支援として、福祉的就労先企業にも適切につなげています。

図表 2－2－6 生活困窮者の相談内容・件数（岩見沢市生活サポートセンター「りんく」）

（平成 25 年 10 月～平成 28 年 3 月）



3 市民アンケート調査結果から導かれる課題

岩見沢市「地域福祉に関する市民アンケート」調査（平成28年9月）の結果から、岩見沢市の地域福祉活動の現状と課題について考察します。

（以下、枠線で囲まれている内容は「岩見沢市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果報告書」（平成29年1月）より一部抜粋 ※図表番号については、本計画に合わせて修正しています。）

（1）身のまわりや地域活動について

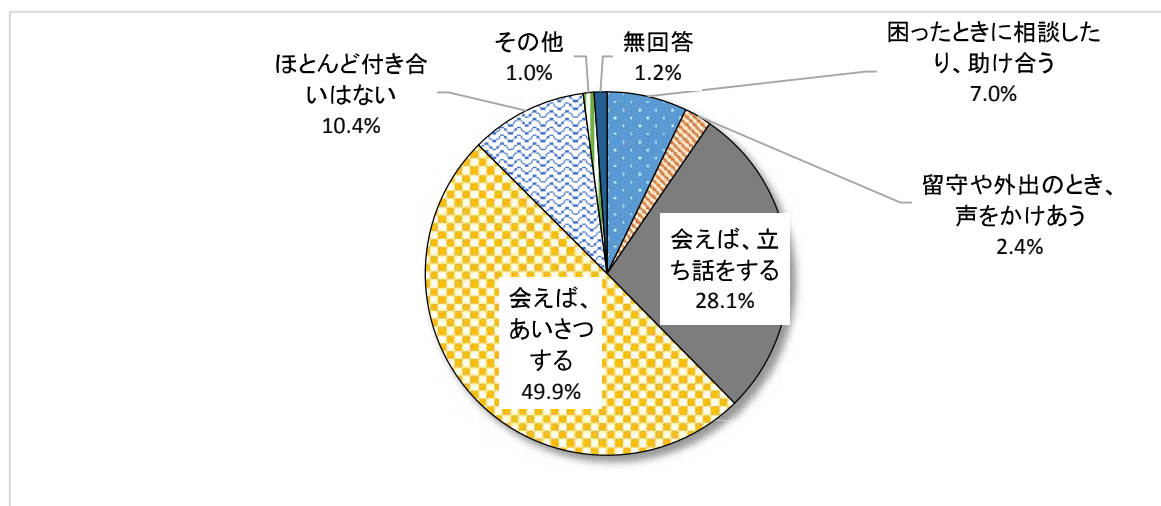
① 近所付き合い

近所付き合いについては、「会えば、あいさつする」程度の市民が約半数であり、「困ったときに相談したり、助け合う」、「留守や外出のとき、声をかけあう」程度の付き合いのある市民は1割程度しかいないことがわかりました。さらに、「ほとんど付き合いはない」という市民もあり、近所付き合いの希薄性といった課題があることがうかがえます。

近所付き合いについては、「会えば、あいさつする」が49.9%と最も高く、次いで「会えば、立ち話をする」が28.1%、「ほとんど付き合いはない」が10.4%となっている。

図表2-3-1 近所の人との付き合いの状況（N=1,472）

（図表中の「N」は有効回答数を表しています。以降、同じ。）

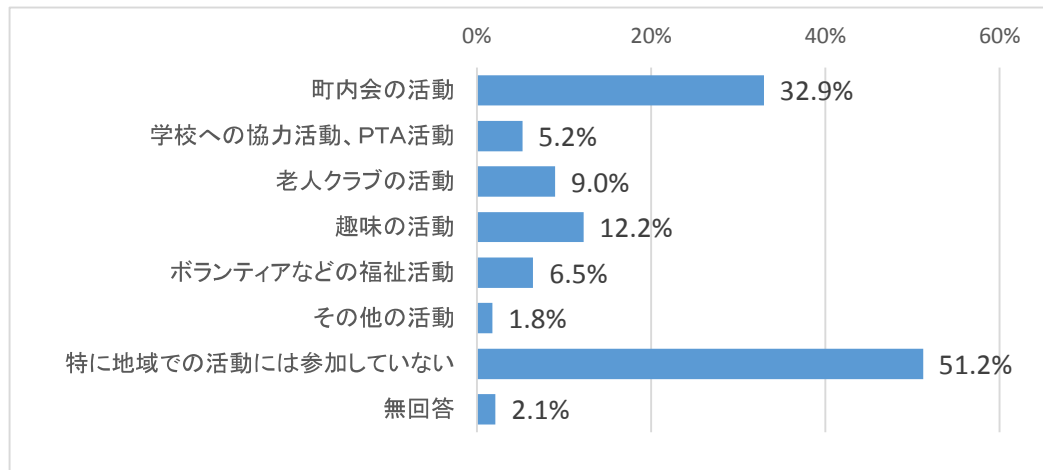


② 地域活動等への参加

地域活動への参加状況については、「特に地域での活動には参加していない」市民が半数以上であり、地域活動への参加が活発とはいえない状況であることがうかがえます。

地域活動への参加状況については、「特に地域での活動には参加していない」が 51.2% と最も高く、次いで「町内会の活動」が 32.9%、「趣味の活動」が 12.2%であった。

図表 2－3－2 地域活動への参加状況（N=1,472、複数回答）



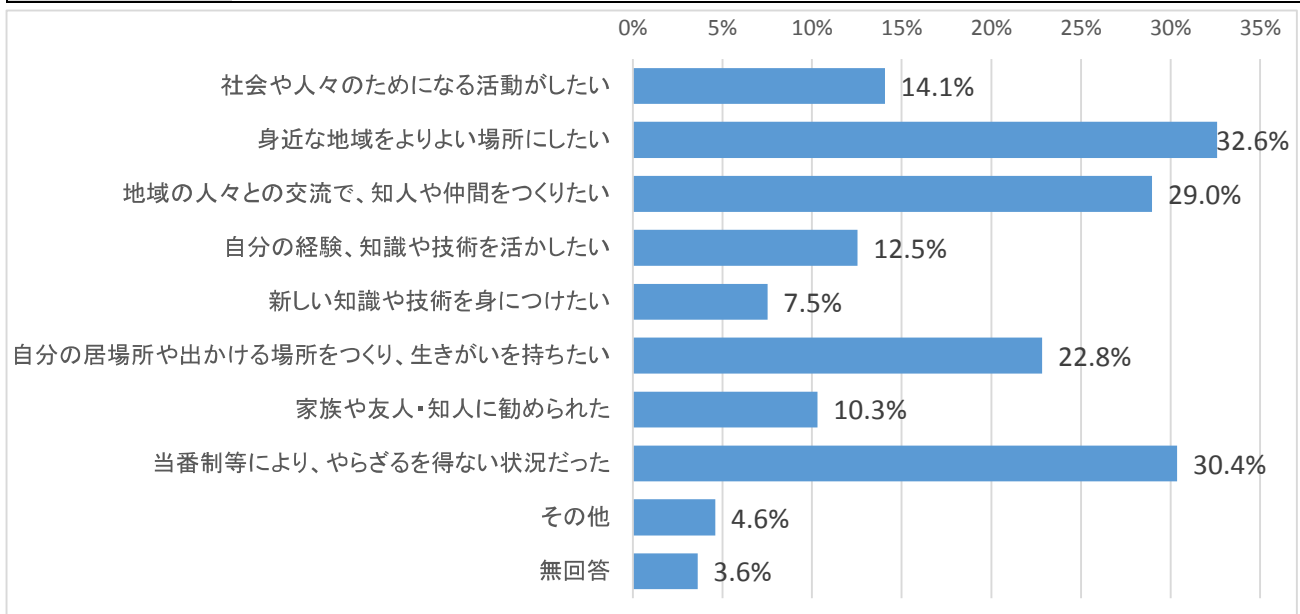
③ 地域活動に参加したきっかけ・参加していない理由

地域活動に参加したきっかけとして、「身近な地域をよりよい場所にしたいから」、「地域の人々との交流で、知人や仲間をつくりたいから」という積極的な理由で、地域活動に参加している市民がそれぞれ 3 割前後いる一方で、「当番制等により、やらざるを得ない状況だったから」という理由で、やむを得ず地域活動へ参加している市民もまた 3 割程度いることがわかります。

また、地域活動に参加していない理由として、「参加するのは面倒である」という市民がいる一方で、「日々の生活で精いっぱいである」、「活動の時間帯が合わない」、「自分の体力に自信がない」という回答が上位を占めていることから、地域活動に興味がない訳ではないが、なかなか参加には至らないといった課題があることがうかがえます。

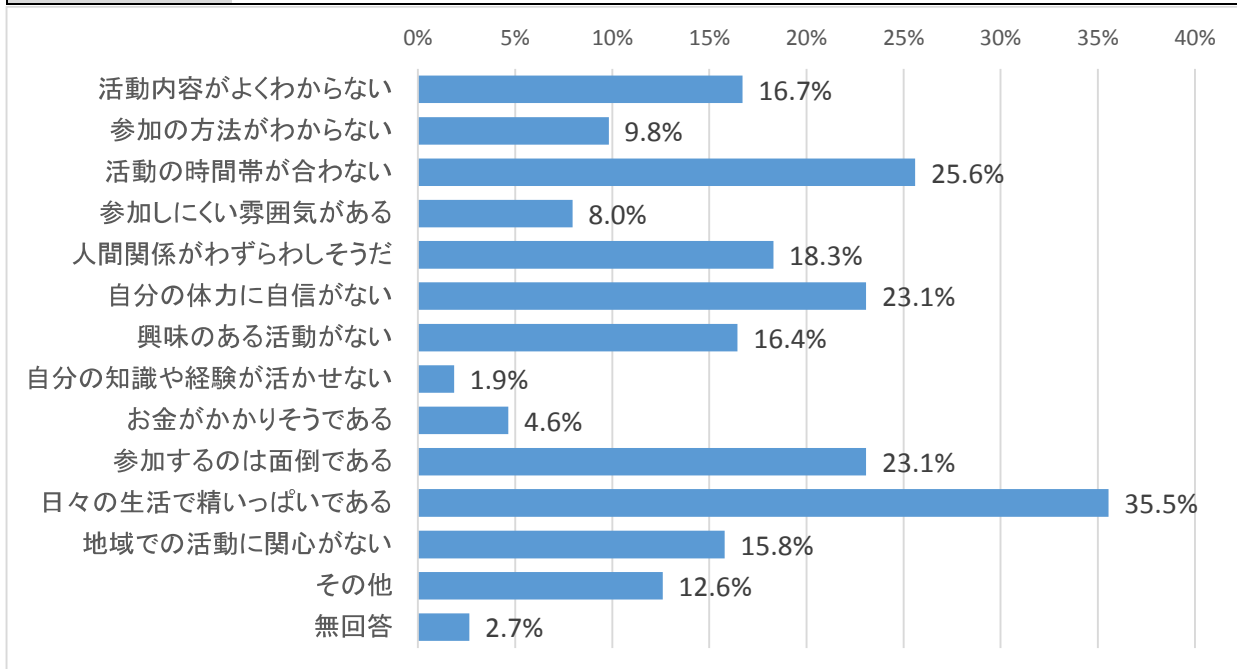
地域活動に参加したきっかけについては、「身近な地域をよりよい場所にしたいから」が32.6%と最も高く、次いで「当番制等により、やらざるを得ない状況だったから」が30.4%、「地域の人々との交流で、知人や仲間をつくりたいから」が29.0%、「自分の居場所や出かける場所をつくり、生きがいを持ちたいから」が22.8%であった。

図表 2－3－3 地域活動に参加したきっかけ (N=718、複数回答)



地域活動に参加していない理由については、「日々の生活で精いっぱいである」が35.5%と最も高く、次いで「活動の時間帯が合わない」が25.6%、「自分の体力に自信がない」、「参加するのは面倒である」が共に23.1%となっている。

図表 2－3－4 地域活動に参加していない理由 (N=754、複数回答)



(2) 関心のあることについて

① 「現在、困っていること」と「将来、心配なこと」

現在、困っていることとして、「除排雪に関すること」、「自分の健康に関すること」、「医療、年金、介護などの保険料の負担に関すること」に高い関心があることがわかります。

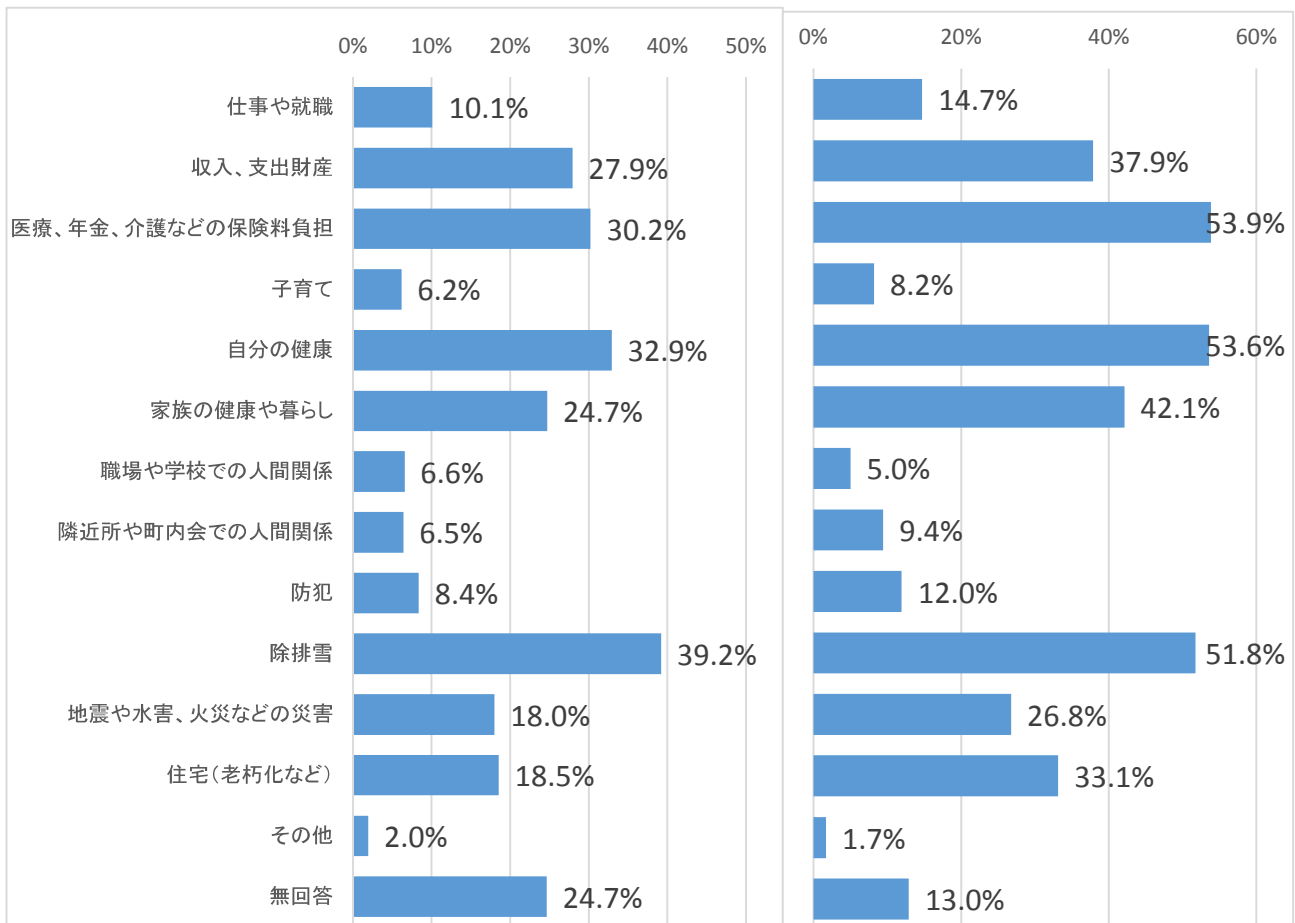
また、将来、心配なこととしては、上記の項目に加えて、「家族の健康や暮らしに関すること」についても関心が高くなる傾向がうかがえます。

現在、困っていることとしては、「除排雪に関すること」が39.2%と最も高く、次いで「自分の健康に関すること」が32.9%、「医療、年金、介護などの保険料の負担に関すること」が30.2%であった。

将来、心配なこととしては、「医療、年金、介護などの保険料の負担に関すること」が53.9%と最も高く、次いで、僅差で「自分の健康に関すること」が53.6%、「除排雪に関すること」が51.8%、「家族の健康や暮らしに関すること」が42.1%であった。

図表2-3-5 現在、困っていること

将来、心配なこと (N=1,472、複数回答)



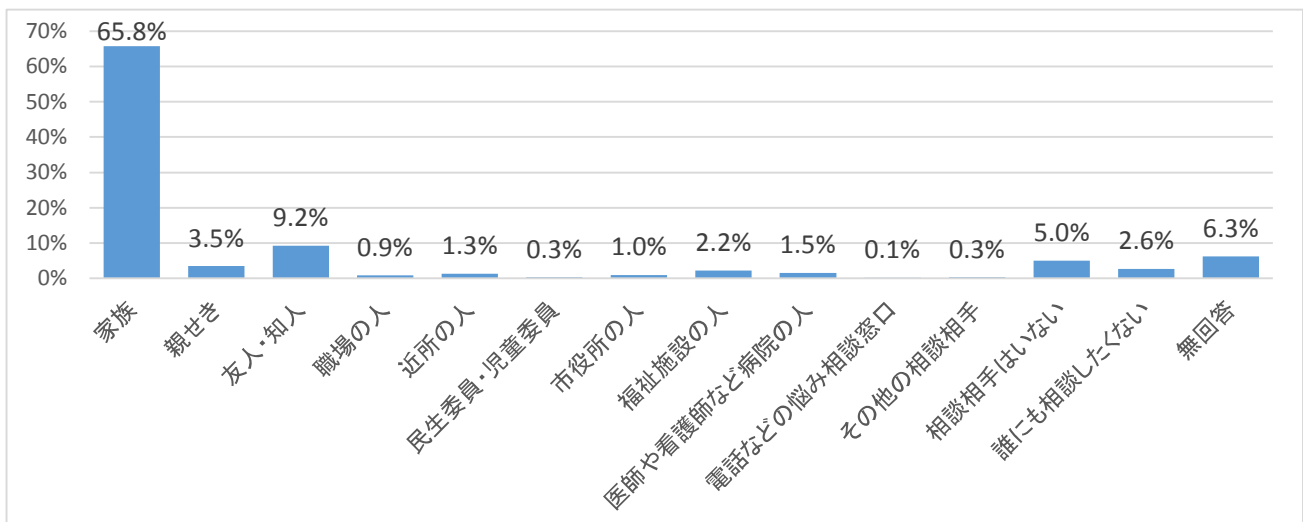
② 困っていることや心配なことの相談相手

困っていることや心配なことの相談相手としては、家族が最も高い割合を占めている一方で、身近な相談窓口となり得る「民生委員・児童委員」、「市役所」を相談相手とする市民が少ないということと、「相談相手はいない」という市民が一定程度おり、家族以外に、身近な地域で困っていることや心配なことを安心して相談できる相手が必要であることがうかがえます。

困っていることや心配なことの相談相手としては、「家族」が65.8%と最も高く、次いで「友人・知人」が9.2%となっている。

また、「相談相手はいない」が5.0%となっている。

図表 2-3-6 困っていることや心配なことの相談相手 (N=1,472)



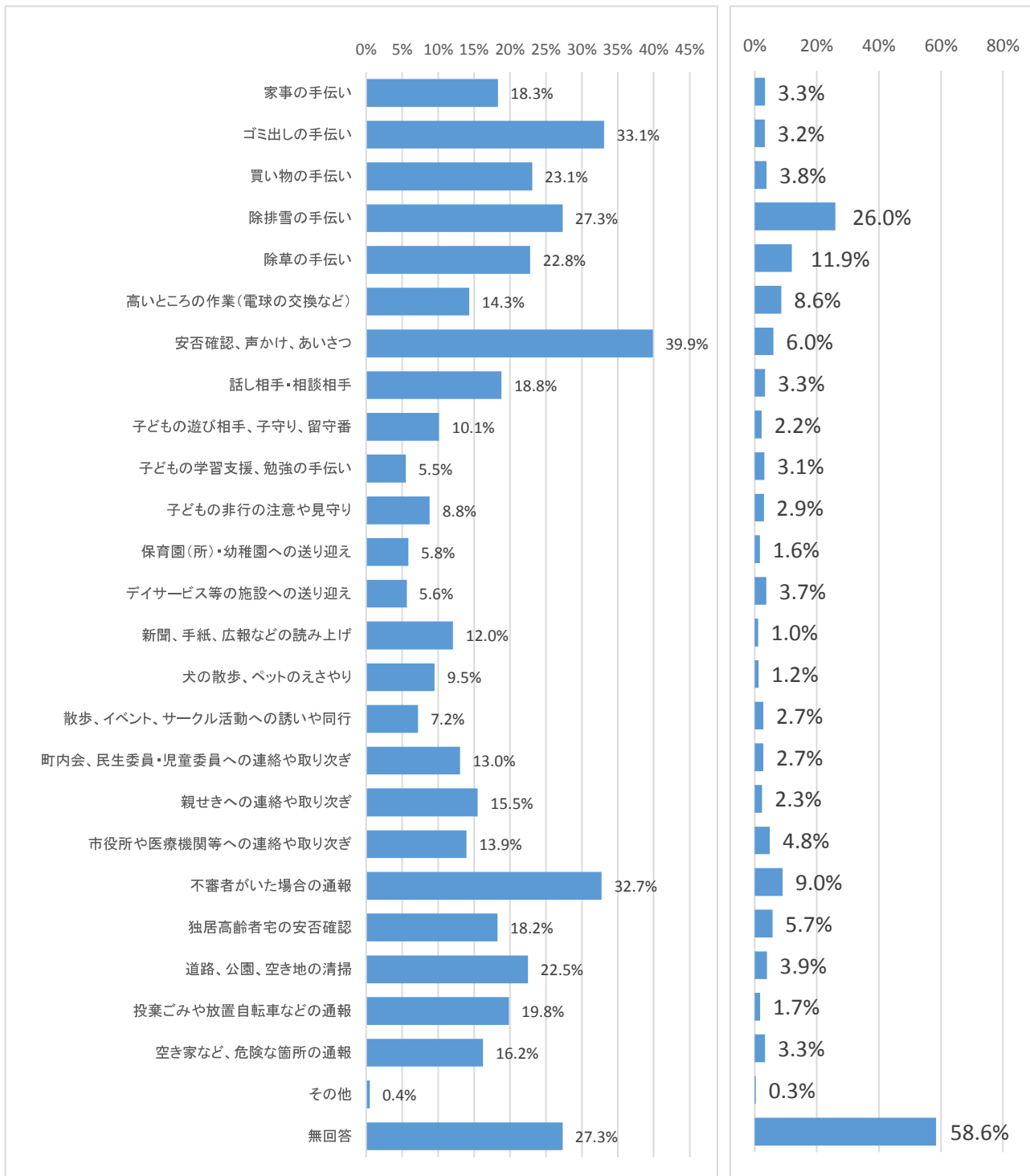
(3) 地域の中での手助けについて

「地域の中でできると思う手助け」と「受けたいと思う手助け」をそれぞれ対比してみると、両者で「除排雪の手伝い」といった割合が高くなっていることから、「受けたい」というニーズと「できる」という支える力のマッチングが課題であることがうかがえます。

地域の中でできると思う手助けとしては、「安否確認、声かけ、あいさつ」が39.9%と最も高く、次いで「ゴミ出しの手伝い」が33.1%、「不審者がいた場合の通報」が32.7%、「除排雪の手伝い」が27.3%であった。

地域の中で受けたいと思う手助けとしては、無回答を除くと、「除排雪の手伝い」が26.0%と最も高く、次いで「除草の手伝い」が11.9%、「不審者がいた場合の通報」が9.0%、「高いところの作業（電球の交換など）」が8.6%であった。

図表 2-3-7 地域の中でできると思う手助け 受けたいと思う手助け (N=1,472、複数回答)



(4) 地域福祉を推進していくための取組みについて

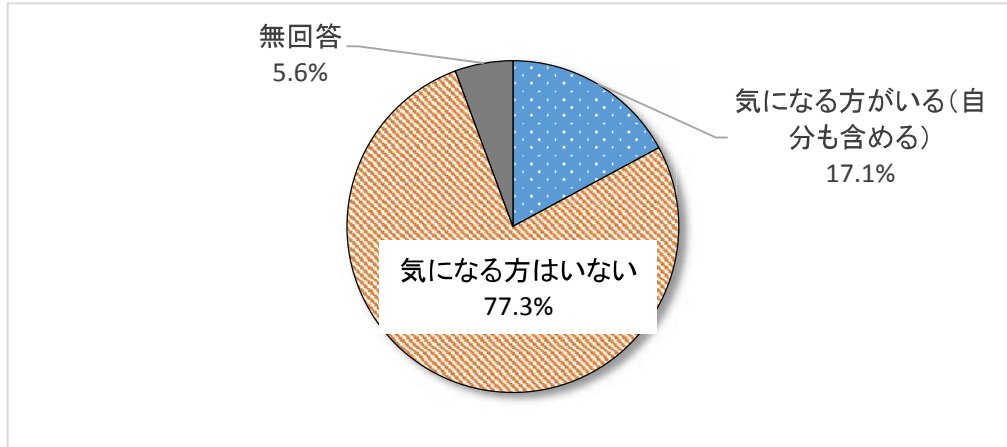
① 生活困窮者の支援に関する取組み

「生活困窮者」として「気になる方がいる」とした人は、2割弱で、8割程度の人は、「気になる方はいない」と回答していますが、「どういった人が生活困窮者か」という認識が、新しい制度ということもあり、必ずしも市民に浸透しているわけではないため、実際にどれだけ「生活困窮者」に該当するような人がいるかについての把握は、今後も慎重に行う必要があります。

また、「気になる方がいる」とした人でも、「相談や報告などは特にしなかった」人が7割弱を占め、その理由としては「どこに相談したらよいかわからなかった」、「自分が相談・報告することではないと思ったから」といったことがあり、「生活困窮者」やその相談先等に関する適切な情報提供と市民の理解が求められます。

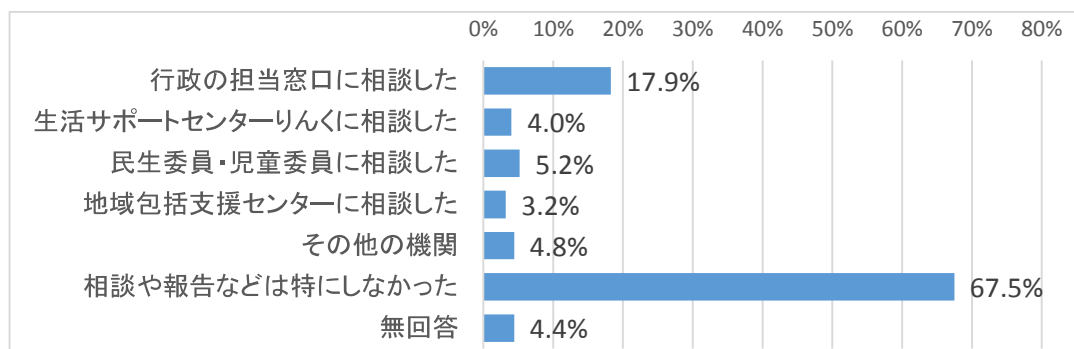
「生活困窮者自立支援制度」の対象となる「生活困窮者」に該当するような気になる人がいるかをたずねたところ、「気になる方はいない」が77.3%、「気になる方がいる」が17.1%であった。

図表 2-3-8 生活困窮者に該当するような気になる方の有無 (N=1,472)



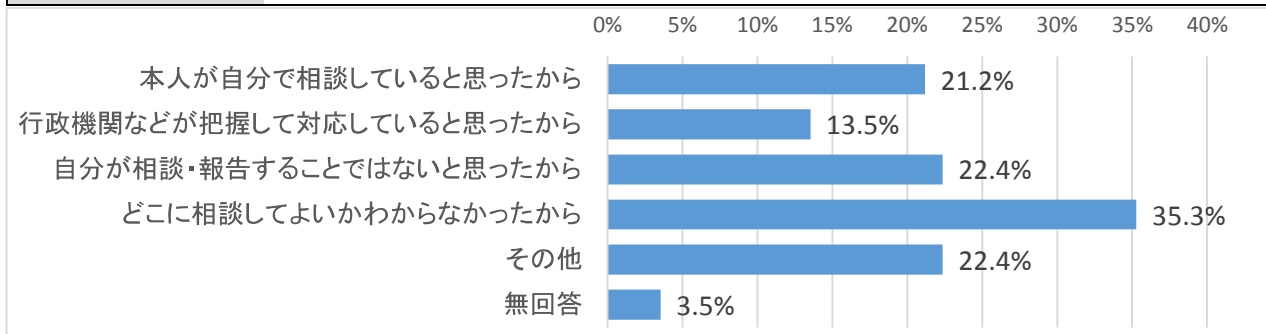
「気になる方がいる」とした人に、行政機関などに相談したことがあるかをたずねたところ、「相談や報告などは特にしなかった」が67.5%と最も高く、次いで、「行政の担当窓口で相談した」が17.9%であった。

図表 2-3-9 生活困窮者についての相談状況 (N=252、複数回答)



さらに、「相談や報告などは特にしなかった」とした人に、その理由をたずねたところ、「どこに相談したらよいかわからなかった」が35.3%と最も高く、次いで、「自分が相談・報告することではないと思ったから」が22.4%であった。

図表 2-3-10 生活困窮者について相談や報告をしなかった理由 (N=170、複数回答)



② 災害時における行動

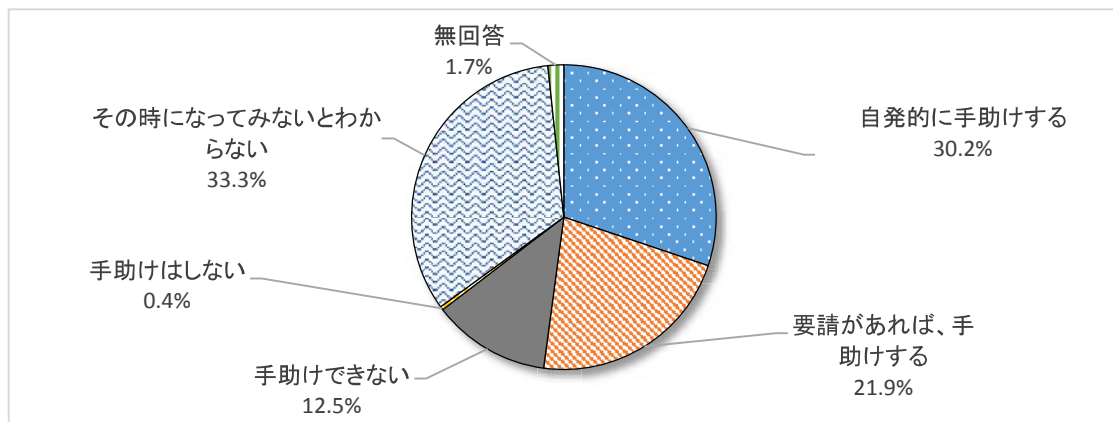
災害時に自力で避難できない人がいたときの対応として、「その時になってみないとわからない」人が多く、災害に対する事前の準備や日頃からの備えについての意識の強化が重要であることがうかがえます。

「手助けできない」又は「手助けはしない」と回答した人の理由としては、「自分自身の避難で精いっぱいなため」、「同居家族に自力で避難できない人がいるため」といった事情があることがわかります。

また、災害時に避難をする上では、「避難をする上で必要な情報を得ることができるか」、「家族や友人、知人などの安否情報を得ることができるか」といった不安があることがわかり、避難場所や避難方法等に関する情報提供の仕組みづくりとその適切な周知、共有が重要であることがうかがえます。

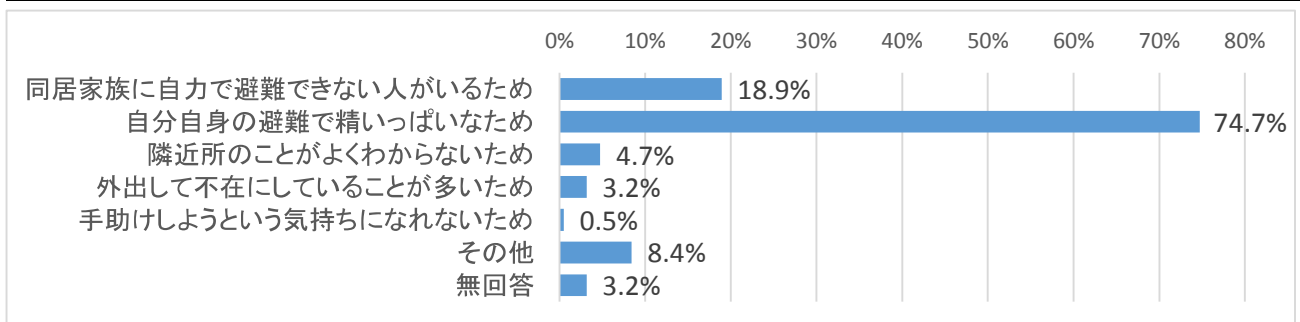
災害時に自力で避難できない人がいたときの対応として、「その時になってみないとわからない」が33.3%と最も高く、次いで「自発的に手助けする」が30.2%であった。

図表 2-3-1 1 災害時に自力で避難できない人がいたときの対応 (N=1,472)



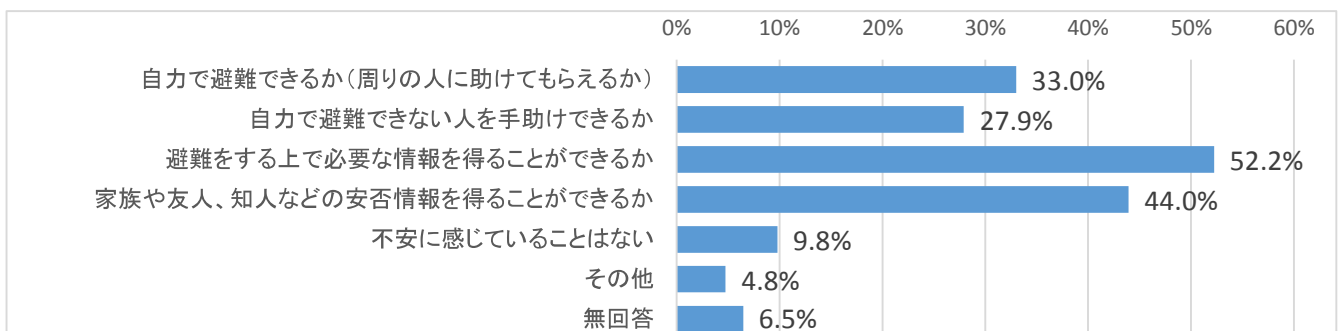
「手助けできない」又は「手助けはしない」と回答した方に、その理由をたずねたところ、「自分自身の避難で精いっぱいなため」が74.7%と最も高く、次いで「同居家族に自力で避難できない人がいるため」が18.9%であった。

図表 2-3-1 2 「手助けできない」又は「手助けはしない」理由 (N=190、複数回答)



また、災害時に避難をする上で不安に感じることを、「避難をする上で必要な情報を得ることができるか」が52.2%と最も高く、次いで「家族や友人、知人などの安否情報を得ることができるか」が44.0%、「自力で避難できるか(周りの人に助けてもらえるか)」が33.0%であった。

図表 2-3-1 3 災害時に避難をする上で不安に感じること (N=1,472、複数回答)

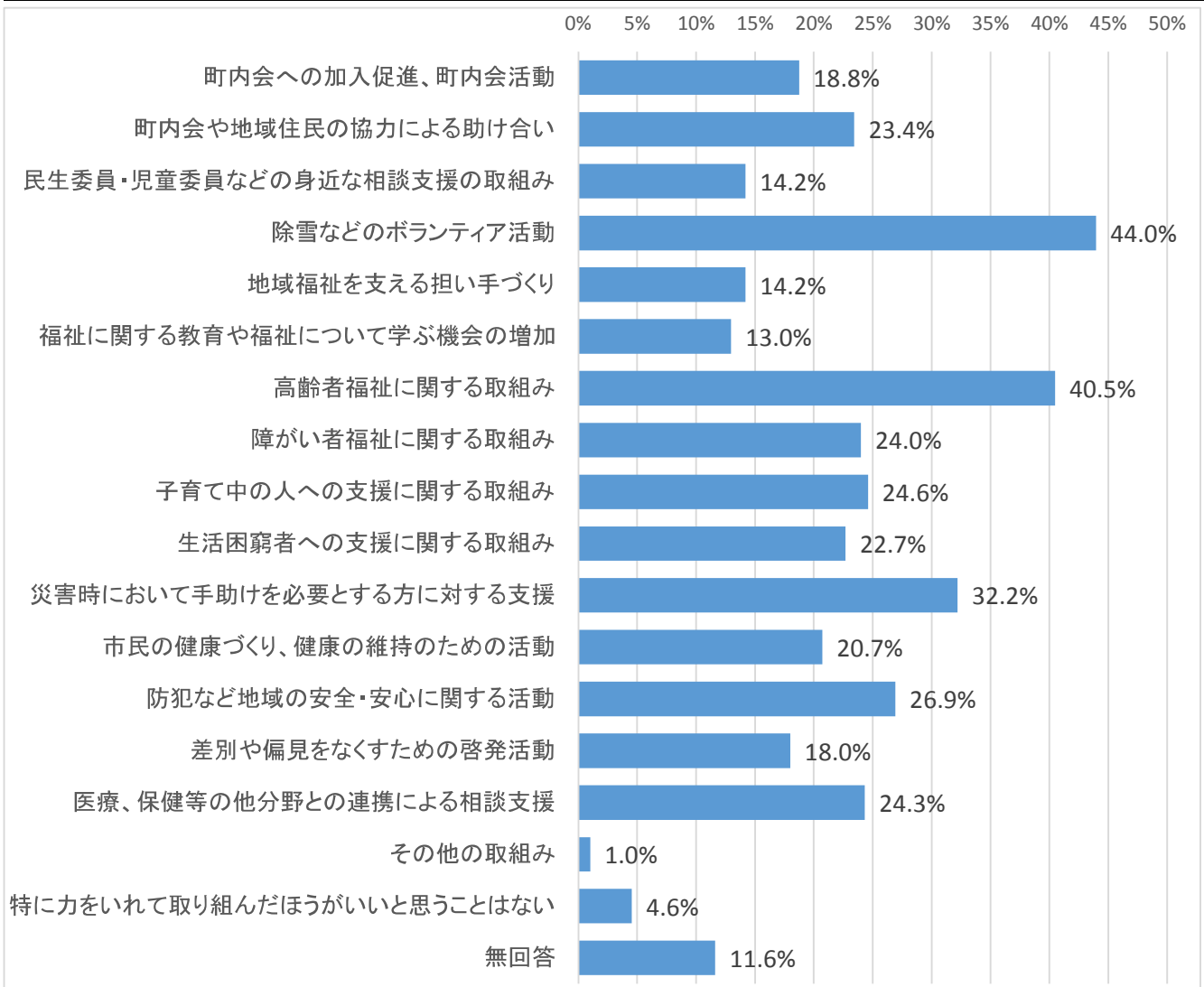


③ 地域福祉を推進していくための取組み

地域福祉を推進していくために特に力をいれて取り組んだほうがいいと思うこととして、「除雪などのボランティア活動の活性化」、「在宅での介護を必要とする高齢者への支援など、高齢者福祉に関する取組みの強化」、「災害時において手助けを必要とする方に対する支援に関する取組みの強化」が回答の上位を占めていることから、ボランティアの担い手などの福祉を支える人材の育成と、支援を必要とする人への適切な支援に関する取組みが重要であるとうかがえます。

地域福祉を推進していくために特に力をいれて取り組んだほうがいいと思うこととして、「除雪などのボランティア活動の活性化」が44.0%と最も高く、次いで「在宅での介護を必要とする高齢者への支援など、高齢者福祉に関する取組み」が40.5%、「災害時において手助けを必要とする方に対する支援に関する取組み」が32.2%であった。

図表 2-3-1 4 地域福祉を推進していくために特に力をいれて取り組んだ方がいいと思うこと (N=1,472、複数回答)

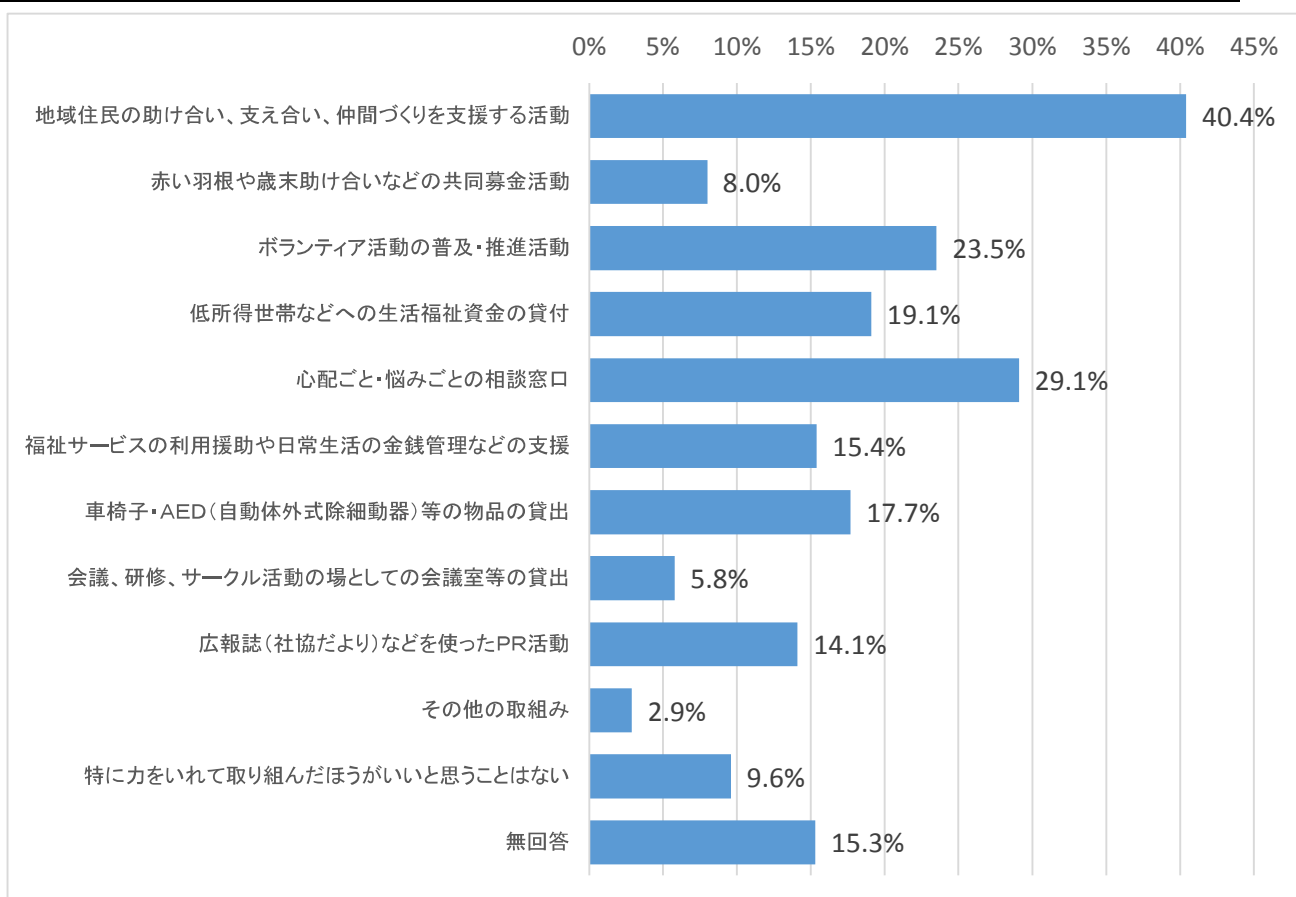


(5) 社会福祉協議会の活動について

岩見沢市社会福祉協議会において特に力をいれて取り組んだほうがいいと思うこととして、「地域住民の助け合い、支え合い、仲間づくりを支援する活動」、「心配ごと・悩みごとの相談窓口」、「ボランティア活動の普及・推進活動」という回答が上位を占めていることから、地域住民の主体的な福祉活動への参加や身近な相談窓口の充実、ボランティア活動の普及といった取組みが重要であるとうかがえます。

岩見沢市社会福祉協議会において特に力をいれて取り組んだほうがいいと思うこととして、「地域住民の助け合い、支え合い、仲間づくりを支援する活動」が40.4%と最も高く、次いで「心配ごと・悩みごとの相談窓口」が29.1%、「ボランティア活動の普及・推進活動」が23.5%であった。

図表 2-3-15 岩見沢市社会福祉協議会において特に力をいれて取り組んだ方がいいと思うこと (N=1,472、複数回答)



第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

人もまちも元気で健康に

～だれもが、助け合い、支え合いながら、健康で明るく暮らせるまちを実現します～

子どもから高齢者の誰もが、地域で助け合い、支え合いながら、健康で明るく充実した生活を送ることができるまちづくりを目指します。

2 計画目標

(1) 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

必要なときに必要な福祉サービスの情報を入手し、利用できる仕組みづくりを進めるとともに、気軽に相談できる身近な相談窓口の設置を進めるなど、市民が福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

また、市民や事業者、市がそれぞれの特色を活かして、サービスを必要としている人の発見に努め、必要な支援へとつないでいくためのネットワークの構築と強化を進めます。

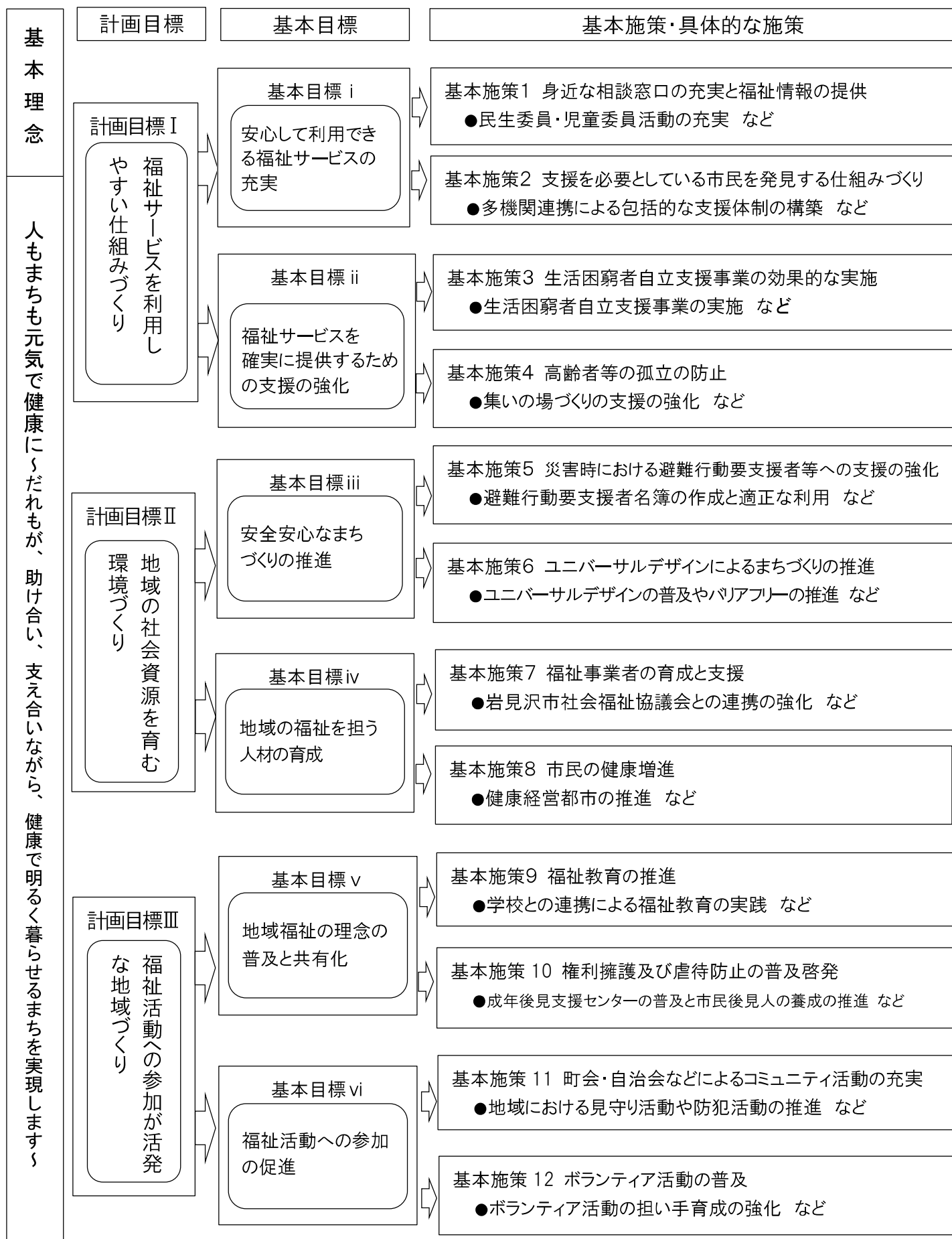
(2) 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

市民や事業者、市がそれぞれの役割を認識し、互いに連携、協力して福祉のまちづくりを進めるとともに、災害時においても、必要な手助けやサービスが必要としている人々に行き届くよう、福祉を担う人材や情報、サービス等の社会資源の充実と環境づくりを進めます。

(3) 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

町会・自治会などの地域コミュニティ活動の充実を支援するとともに、広報活動やボランティア活動の支援を通して、地域福祉の理念の普及と共有化を図り、市民一人ひとりが地域福祉を主体的に捉え、積極的に福祉活動に参加できる地域づくりを進めます。

3 計画の体系



第4章 施策の展開

1 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり		
	基本目標ⅰ 安心して利用できる福祉サービスの充実	
	基本施策1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供	
		個別施策① 民生委員・児童委員活動の充実
		個別施策② 福祉に関する情報の提供
	基本施策2 支援を必要としている市民を発見する仕組みづくり	
		個別施策③ 多機関連携による包括的な支援体制の構築
		個別施策④ 定期的なニーズ調査の実施
	基本目標ⅱ 福祉サービスを確実に提供するための支援の強化	
	基本施策3 生活困窮者自立支援事業の効果的な実施	
		個別施策⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施
個別施策⑥ 子どもの貧困対策の強化		
基本施策4 高齢者等の孤立の防止		
	個別施策⑦ 集いの場づくりの支援の強化	

(1)基本目標ⅰ 安心して利用できる福祉サービスの充実

市民の誰もが、福祉サービスや制度について十分に理解し、必要に応じてサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

○基本施策1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

市民が抱える困りごとを、気軽に相談できる身近な相談窓口としての民生委員・児童委員の役割や活動内容の一層の周知を進めるとともに、市役所や社会福祉協議会、民間事業所のサービスの内容や相談窓口についても、市の広報やホームページ、各種パンフレットを活用して必要な情報の提供に努めます。

個別施策① 民生委員・児童委員活動の充実

岩見沢市には、229人（定数：235人、平成28年12月1日現在）の民生委員・児童委員が配置されており、身近な相談窓口として市民の生活状態の把握や相談、関係行政機関との連携などを職務として、厚生労働大臣からの委嘱を受けて活動しています。

住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員は、地域の一員という立場で、市民の見守り活動や、相談内容を専門機関に繋ぐ活動、また、市民の居場所や仲間づくりの活動、高齢者の実態調査など、様々な活動を行っており、その活動内容について、市の広報やホームページなどを通じて広く周知し、活動しやすい環境づくりを進め、民生委員・児童委員活動の充実を図ります。

個別施策② 福祉に関する情報の提供

市民が必要とする福祉サービスを必要な時に安心して利用できるように、市民の求める福祉情報の把握に努めるとともに、福祉サービスの内容や利用の仕方の情報を、市の広報やホームページ、パンフレットなどさまざまな年代の人が利用しやすい方法で分かりやすく伝えるよう努めます。

○基本施策2 支援を必要としている市民を発見する仕組みづくり

市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ちながら、地域とのつながりを実感・共有できる地域づくりを目指すとともに、市民、行政、事業者等が連携・協力し、必要な情報の提供や相談体制の充実を図り、複雑化する課題に対応した支援体制づくりを進めます。

個別施策③ 多機関連携による包括的な支援体制の構築

高齢者の社会的孤立を防ぐため、民生委員・児童委員が行う見守り活動に加え、町会・自治会、医療機関、企業、行政などの組織との連携を密にし、見落としのないきめ細かな支援体制の構築を進めます。

個別施策④ 定期的なニーズ調査の実施

民生委員・児童委員や町会・自治会などとの連携を密にし、地域での見守り活動から得られた情報を共有化するとともに、地域ごとの課題を把握するための調査等の定期的な実施により、高齢者の生活実態や地域の課題などの把握に努め、地域における課題解決に向けた対応に活用します。

(2)基本目標 ii 福祉サービスを確実に提供するための支援の強化

市民の多様なニーズに応えるため、利用者の意向を十分に尊重しサービスの向上に努めるとともに、援助が必要であるにも関わらず自発的に申し出をしない、あるいはできない人々に対し積極的に働きかけてニーズの把握に努め、他のサービスと連携するなどの包括的な視点からのサービスの提供を行います。

○基本施策3 生活困窮者自立支援事業の効果的な実施

岩見沢市生活サポートセンター「りんく」の役割や支援の内容を、市や関係機関の窓口、市の広報やホームページ等を活用して周知するとともに、多様で複合的な生活困窮者の問題を広く受け止め、生活困窮者の早期発見に努め、市や関係機関、地域が連携して問題解決に向けた支援を行います。

個別施策⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施

市や民生委員・児童委員、町会・自治会、関係機関などが連携して生活困窮者の把握に努めるとともに、岩見沢市生活サポートセンターと市の関係部署（高齢、障がい、年金、保健、就労、租税、教育、住宅、水道等）による連携体制（岩見沢市自立支援ネットワーク会議）を密にする中で、生活困窮者の問題が深刻になる前に、早期に解決を図るなどの支援を進めます。

個別施策⑥ 子どもの貧困対策の強化

保育所や幼稚園、学校、地域において、子どもたちをとりまく大人が、さまざまな立場から、子どもたちの抱える問題を早期に発見し、各種手当の支給や助成制度による経済的支援、学習機会の提供により、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、市や学校、事業所などの各機関が連携して子どもとその家庭の支援を進めます。

○基本施策4 高齢者等の孤立の防止

さまざまな世代の人々が、互いに役割を持ち、関わり合い、支え合って生きるという連帯意識の普及に努めるとともに、高齢者の自立への意識を高め、進んで地域の活動に関わっていけるよう、生きがいつくりや、地域での交流活動への参加の支援を行うなど、地域全体で高齢者を支え見守ることのできる地域づくりを支援します。

個別施策⑦ 集いの場づくりの支援の強化

町会・自治会や老人クラブ、社会福祉協議会のサロン事業など、地域での活動への参加促進を図るとともに、住民が個々に持つ趣味や知識・特技等を活かすことができる集いの場づくりを支援します。

2 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり		
	基本目標Ⅲ 安全安心なまちづくりの推進	
		基本施策5 災害時における避難行動要支援者等への支援の強化
		個別施策⑧ 避難行動要支援者名簿の作成と適正な利用
		個別施策⑨ 避難情報の提供
		個別施策⑩ AEDを使用した救急救命措置方法等の普及
		基本施策6 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
		個別施策⑪ ユニバーサルデザインの普及やバリアフリーの推進
		個別施策⑫ 福祉除雪の推進
	基本目標Ⅳ 地域の福祉を担う人材の育成	
		基本施策7 福祉事業者の育成と支援
		個別施策⑬ 岩見沢市社会福祉協議会との連携の強化
		個別施策⑭ 社会福祉法人の公益的な取り組みへの支援の強化
		基本施策8 市民の健康増進
		個別施策⑮ 健康経営都市の推進
		個別施策⑯ 健康ポイント事業の拡充

(1)基本目標Ⅲ 安全安心なまちづくりの推進

災害時においても、すべての市民に必要な支援が行きわたるような仕組みを構築するとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進などにより、市民のだれもが安全に安心して生活することができるまちづくりを進めます。

○基本施策5 災害時における避難行動要支援者等への支援の強化

近年、規模の大きな地震や、これまでに経験がないような短時間に集中して降る大雨、それに伴う水害や土砂災害などによる被害の発生頻度が高くなっています。

市は、岩見沢市におけるすべての人々が安心して暮らすことができるよう、防災の組織に関すること、災害予防に関すること、災害応急対策に関することなどについて「岩見沢市地域防災計画」を定めています。

また、「岩見沢市地域防災計画」の中では、災害時に自力で避難することが困難で避難に支援を要する高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に関して、「避難行動要支援者対策計画」を定め、平時から世帯の状況を把握し、災害時には迅速かつ的確な支援ができるよう、安全安心の確保を図るための具体的な事項について定めるなど災害に強いまちづくりを進めます。

個別施策⑧ 避難行動要支援者名簿の作成と適正な利用

要介護高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人々の名簿（避難行動要支援者名簿及び個別計画）を作成し、本人の同意を得て消防、警察、民生委員・児童委員、自主防災組織及び町会・自治会など避難支援関係組織及び機関に提供するとともに、定期的に情報交換をするなど、平時より要介護高齢者や障がいのある人々の避難支援の体制づくりを進めます。

なお、名簿の提供にあたっては、個人情報の適切な管理に特に留意します。

個別施策⑨ 避難情報の提供

災害発生の恐れが生じた場合には、市の有する多様な情報伝達媒体（緊急告知FMラジオ、防災FAX、岩見沢市メールサービス、緊急速報メール、行政防災無線、ホームページ、街頭放送）等を使用した迅速な情報の伝達に努めるとともに、民間の事業者や団体等の協力を仰ぎ、外国人や障がいのある人など情報弱者と言われる人々にも、災害情報が的確に伝達される体制の整備を進めます。

個別施策⑩ AEDを使用した救急救命措置方法等の普及

「岩見沢市AED設置施設登録制度推進事業」により、AED（自動体外式除細動器）の設置、普及を進めるとともに、消防や日本赤十字社岩見沢地区等の関係機関と連携した救命講習を行うことにより、使用方法の周知を進めて救命率の向上を図るなど、市民の生命を守る体制の充実に努めます。

○基本施策6 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

だれもが、安全安心な地域生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

また、冬期間も安心して暮らせるよう、福祉除雪の取組みを推進します。

個別施策⑪ ユニバーサルデザインの普及やバリアフリーの推進

高齢者や障がいのある人もない人も、だれもが安全で生き生きと生活できるように、公共施設や公園・道路の整備の際には、段差の解消や使いやすいトイレの設置を行う等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

個別施策⑫ 福祉除雪の推進

高齢者や障がいのある人が、積雪期でも安全安心に生活できるよう、市の除排雪体制の整備を一層進めるとともに、地域ボランティアを活用した「地域除排雪活動支援事業」や「高齢者世帯等雪下ろし助成制度」の支援の充実に努めます。また、新たに地域の潜在的な人的資源の発掘・活用と民間事業者等を組み合わせた「間口の置き雪対策」立ち上げを検討するなど、持続可能な支援体制の構築を進めます。

※ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

(2)基本目標Ⅳ 地域の福祉を担う人材の育成

岩見沢市社会福祉協議会など地域の社会福祉法人との連携を強め、地域福祉の重要な担い手である福祉事業者育成のための支援を強化するとともに、ボランティアと連携して市民の健康増進を図る事業を進めるなどにより、地域の福祉を担う人材の育成を図ります。

○基本施策7 福祉事業者の育成と支援

人口の減少、地域社会の変容などにより、複合的な課題を抱える世帯への対策や、制度が対象としていない生活課題を持つ世帯への対策など、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

こうした中、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくためには、社会福祉法人をはじめとする福祉事業者の役割がますます重要となってきました。

中でも、地域福祉推進の「核」となる機関である岩見沢市社会福祉協議会との連携を強めていくことは、地域福祉の充実にとって不可欠であることから、社会福祉法の改正（平成28年法律第21号）に伴い、社会福祉法人の責務として明確にされた「地域における公益的な取組み」への支援をいっそう強化します。

個別施策⑬ 岩見沢市社会福祉協議会との連携の強化

岩見沢市社会福祉協議会は、「支え合い 共に生きる 住みよい地域づくり」を基本理念として、地域の住民や民生委員・児童委員、福祉、保健、医療、教育などの関係者と連携し、よりよい地域づくりを目指して様々な活動を行っている社会福祉法人です。

市と社会福祉協議会は、地域における多様な生活課題やニーズについて、定期的に情報の交流や意見交換を行うなど連携を強化し、課題解決を図ります。

また、合同でのセミナーや講習会を開催するなど、課題解決に必要な人材の育成やサービス提供体制の構築に努めます。

個別施策⑭ 社会福祉法人の公益的な取組みへの支援の強化

岩見沢市が所管する社会福祉法人に対し、現在取り組んでいる高齢者サービス事業、障がい者福祉サービス事業、児童福祉サービス事業等の内容を更に充実したものにするよう指導の充実を図るとともに、他地域の先駆的な取組みの例を収集して各法人に情報提供し、その実践を促す等、地域における公益的な取組みの充実に向けた支援を強化します。

○基本施策8 市民の健康増進

「岩見沢市健康増進計画」に従い、すべての市民が、年代など、それぞれの生活状況に応じた健康づくりに取り組み、健康で生きがいのある人生を送ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。

個別施策⑮ 健康経営都市の推進

少子高齢化や人口減少に対応するためには、医療や福祉の充実はもちろん、人もまちも元気で健康なまちづくりを進めることが大切です。

そのためには、健康診査やがん検診などの「まもる健康」に加えて、市民自らが健康づくりを進める「つくる健康」や、これらの健康づくりを地域やまちづくりに活かすための「つなぐ健康」を適切に組み合わせ、産学官金が連携して健康な地域社会を目指す「健康経営都市」の取り組みを進めます。

個別施策⑯ 健康ポイント事業の拡充

より多くの市民に、楽しみながら健康づくりに取り組み、健康的な生活習慣の定着を目指す「健康ポイント事業」に参加し、自ら進んで健康づくりに取り組むために、健康づくりの啓発を目的とした講演会やサロン事業、健康まつりや町内会・自治会の事業など、さまざまな機会を捉えて「健康ポイント事業」の周知を進め、加入促進やポイント対象事業の拡充を図ります。

※産学官金…産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（地方公共団体）、金融機関

3 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり		
	基本目標ⅴ 地域福祉の理念の普及と共有化	
	基本施策9 福祉教育の推進	
		個別施策⑰ 学校との連携による福祉教育の実践
		個別施策⑱ 福祉イベントや勉強会の定期的な開催
	基本施策10 権利擁護及び虐待防止の普及啓発	
		個別施策⑲ 成年後見支援センターの普及と市民後見人の養成の推進
		個別施策⑳ 地域包括支援センターの普及
		個別施策㉑ 虐待防止の啓発
		個別施策㉒ 配偶者等からの暴力の防止に関する取組みの強化
	基本目標ⅵ 福祉活動への参加の促進	
	基本施策11 町会・自治会などによるコミュニティ活動の充実	
		個別施策㉓ 地域における見守り活動や防犯活動の推進
		個別施策㉔ 地域における環境美化活動や除雪事業の支援
	基本施策12 ボランティア活動の普及	
		個別施策㉕ ボランティア活動の担い手育成の強化
		個別施策㉖ ボランティア情報などの提供

(1)基本目標ⅴ 地域福祉の理念の普及と共有化

だれもが助け合い、支え合いながら暮らせるまちづくりを進めるには、市民一人ひとりが地域福祉の理念に立ち、それぞれに応じた役割を担っていくことが大切です。

その実現のために、すべての市民が、お互いの価値観を認め合い、尊敬し合いながら明るく暮らせる地域づくりを進めることの意義と重要性を共有できるよう、普及・啓発の活動を行います。

○基本施策9 福祉教育の推進

家庭や地域、学校などのさまざまな場において、すべての人々が差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除から守られ、市民全体が連携して支え合うことが大切である、という考え方の共有化と定着化をめざした教育と啓発を進めます。

個別施策⑰ 学校との連携による福祉教育の実践

学校と地域のボランティアや関係機関が連携し、福祉施設の訪問や車いすの体験、除雪ボランティアなど、福祉について考えたり、体験したりする経験を通して、地域福祉への理解と関心を高める教育を進めます。

個別施策⑱ 福祉イベントや勉強会の定期的な開催

セミナーの開催や子育てボランティア講習会、保育サービス講習会など、市民の福祉活動に対する関心を高め、活動に参加するきっかけとなるイベントや勉強会を定期的に開催し、福祉の理念やボランティア活動の普及と充実に努めます。

○基本施策10 権利擁護及び虐待防止の普及啓発

社会的に弱い立場にある人々に対する身体的・精神的暴力等を防止するために定められた法律や制度について、その趣旨や利用の仕方を周知すること等により、権利擁護と虐待防止についての普及と啓発に努めます。

個別施策⑱ 成年後見支援センターの普及と市民後見人の養成の推進

認知症高齢者など判断能力が十分でない人の生活や財産が守られるよう、「成年後見支援センター」を中心に、さまざまな困りごとに関する相談支援や制度利用に関する申し立て手続きの支援を行うとともに、制度普及のための講演会や研修会の開催、市の広報やホームページによる情報の発信を行います。

また、地域の身近な権利擁護の担い手として市民後見人の育成を進めます。

個別施策⑳ 地域包括支援センターの普及

高齢単身者や高齢夫婦のみで構成される世帯が増加するなか、生活圏域単位でのきめ細かな支援を目指し、市内4か所に設置した「地域包括支援センター」において、複雑・多様化する高齢者の相談に対し、民生委員・児童委員、医療、介護、行政など関係機関が連携し、適切なサービスに繋ぐための支援体制の拡充を進めます。

また、認知症高齢者への対応として、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームの一体的な活動により、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を行うなど、医療・介護などが連携した取組みを進めます。

個別施策㉑ 虐待防止の啓発

子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待防止などの権利擁護に関し、児童相談所、民生委員・児童委員、学校などの教育機関、病院、介護事業者など、関係する機関や組織によるネットワークを活用し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

個別施策㉒ 配偶者等からの暴力の防止に関する取組みの強化

配偶者等からの暴力など家庭内における暴力を防止するため、市や学校などの教育機関、病院、民生委員・児童委員等との連携を密にして、問題行動の早期発見に努めるとともに、警察や児童相談所などとの連携を強化して、被害者の生命・身体・精神に危険が及ぶことがないようにする体制づくりを進めます。

(2)基本目標 vi 福祉活動への参加の促進

地域福祉を推進する上では、市民の福祉活動へ参加が必要不可欠です。

町会・自治会などのコミュニティ活動やボランティア活動が活発に行われる地域をめざし、日々の交流や活動を通じて、地域における助け合い、支え合いの輪が広がるよう支援します。

また、ボランティア活動などに参加したいと考えている市民が、必要な情報を得て、それぞれの状況に応じた活動に取り組むことができるように支援を強化します。

○基本施策 1 1 町会・自治会などによるコミュニティ活動の充実

一番身近な地域単位である町会・自治会の、高齢者の安否確認や児童の見守り、近所への声かけなどの活動や、地区協など町会・自治会の連携した活動が活発に進められるよう支援します。

個別施策⑳ 地域における見守り活動や防犯活動の推進

近年多発している特殊詐欺や窃盗、子どもを対象とした事件から市民を守るために、警察や金融機関、学校、町会・自治会などの関係機関・組織との連携を一層密にし、防犯パトロールや子どもの見守り活動の実施、防犯に関わる情報の共有を行うなど、地域における防犯活動の強化を支援します。

個別施策㉑ 地域における環境美化活動や除排雪事業の支援

利根別川クリーニンググリーン作戦や地域での花壇づくりなどの環境美化活動及び自主排雪活動への支援の強化など、市民が主体となった住みよい地域づくりのための活動の充実を図ります。

○基本施策12 ボランティア活動の普及

ボランティア活動の普及・推進の拠点として、岩見沢市社会福祉協議会が運営する「岩見沢市ボランティアセンター」におけるさまざまな取組みの情報をわかりやすく市民に伝え、「ボランティア活動に取り組みたい」と考えている人々が活動しやすい環境を整えるなど、ボランティア活動の普及に努めます。

また、各種の講座や研修会、学校での総合的な学習における福祉体験学習などの取組みへの支援を通じて、ボランティアに関する市民の理解と関心を高め、ボランティア活動の担い手となる人材の育成を進めます。

個別施策②⑤ ボランティア活動の担い手育成の強化

ボランティア活動を活発にするために「岩見沢市ボランティアセンター」では、必要な知識や技術を身につけることができるよう、「手話奉仕員養成講座」や「傾聴ボランティア講座」、「ガイドボランティア講座」、「ボランティア体験研修会」などを開催し、また、車いす体験などの福祉体験学習では小学校や中学校及び高等学校に出向き、運営に関する助言や講師の派遣などの支援を行っております。

市では、「岩見沢市ボランティアセンター」での各種講座、研修会に多くの市民が参加できるよう支援するとともに、市の広報やホームページで周知を行い、また、教育委員会などの関係機関とも連携を図りながら、ボランティア活動の担い手育成の強化に努めます。

個別施策②⑥ ボランティア情報などの提供

多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、また、ボランティアを必要としている人が適切な支援を受けられるよう、「岩見沢市ボランティアセンター」では、連絡調整（コーディネート）を行っております。

市では、「岩見沢市ボランティアセンター」に登録している団体などが、安心してボランティア活動ができるよう支援を行うとともに、「岩見沢市ボランティアセンター」が把握している情報を市の広報やホームページ、SNSやチラシなどを使って積極的に発信し、ボランティア活動を行いやすい環境づくりを整えます。

第5章 計画の継続的な推進と評価

1 市民、事業者、行政（市）による計画の推進

社会福祉法第4条において、地域福祉の推進の主体として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」が規定されています。また、同法第107条には市町村が地域福祉計画を策定することが規定されています。

地域福祉を推進していくためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、さまざまな地域での課題解決のために何ができるかを考え、お互いに連携・協力し、解決策を見つけ、行動することが重要であり、それこそが、子どもから高齢者の誰もが、住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら、健康で明るく充実した生活を送ることができるまちづくりの第一歩です。

（１）市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、人は一人では生きていけず、お互いの協力が必要だという認識を持ち、自分には何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

（２）事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により、総合的なサービスの提供を行うことが求められます。

また、どのようなニーズがあるかを積極的に把握することも重要です。

（３）行政（市）の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

そのために、市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

岩見沢市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、本計画の目標を実現するためには、計画の各分野において、社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが求められます。

岩見沢市社会福祉協議会と市が相互に連携しながら、本計画に基づく施策の実現をめざします。

3 計画の進捗状況の把握と評価

岩見沢市地域福祉計画について実行性を高め、円滑で確実な実施を図るためには、適切に進捗等を管理する体制が必要です。

まず、今回策定された計画（Plan）を、市民、事業者、行政が、それぞれの役割に応じて、具体的な行動や実践活動などの実行に移し（Do）、計画の達成状況や進捗状況について、アンケート調査の実施等により評価・点検を行い（Check）、評価・点検結果を踏まえ、必要に応じて適宜見直し等の改善を行う（Act）といった、いわゆる「PDCA サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた着実な推進に努めます。

4 財政基盤の確立

岩見沢市地域福祉計画に基づく、地域福祉の推進のために、計画に規定されているそれぞれの具体的な施策の費用対効果を十分に検討した上で、限られた財源の配分と施策の実施を効率的・効果的に行うように努めます。

資 料 編

※既存の資料等を掲載する予定であり、素案の段階での資料編の添付は省略させていただきます。